

3 猫についての意見 反対（法違反）

内容	性別	年齢	居住地
<p>このような時代錯誤的な条例では問題の根本的な解決にはならない。京都市の動物迷惑防止条例案は、野良猫に餌やりをしようとする人は猫を自ら飼養すること、動物に給餌をすることを禁止する、これらに違反したときは過料（行政罰）の罰則を課す。猫餌やりをしたい人は、「まちねこ支援事業」として、団体を作ること、町内会の同意を得ること、飼養が可能な私有地内に設定すること等を要求する。これは、従来のボランティアの個人の猫餌やりに不可能な負担を課し、猫餌やりを禁止するものである。野良猫に餌やりを禁じること、野良猫に餌をやることに所有者同様の管理責任を負うとすることは、憲法上の人権を侵害し、民事上所有者でないものに責任を負担させることは、法制度の基本に反する違法なものである。また、従来、野良猫を殺さないで生かすために猫餌やりをし野良猫の命を守り、避妊去勢をし、新たな野良猫を減らす活動がされてきた。改正動愛法は、この「地域猫」活動を、官民一体で行う（付帯決議8項）とし、猫の遺棄、虐待、殺傷を厳罰化した。しかし、京都市条例案は、個人の野良猫餌やりを禁じるが、それは、野良猫への給餌、給水をさせない虐待であり、餓死させる殺傷であり、動愛法の禁じる犯罪を犯せるものである。野良猫の原因は、猫を棄てた人達である。その犯罪を放置して、野良猫を生かす猫餌やりを罰則をもって禁じることは、野良猫の生存をおびやかし野良猫の保護を目的とする動愛法に違反する。また、自己負担で動物の命を守り、避妊去勢をしてきた猫餌やりは、猫嫌いの人達のため、野良猫問題を解決するための活動であが、条例案は、猫餌やりを排除し、野良猫の命への思いではなく、地域猫活動を妨害するもので、改正動愛法に違反する。京都市条例は、憲法、法律に違反する条例でありこれに強く反対する。動愛法に従って、行政が、野良猫を生かし、ボランティア、地域住民と共同分担をして、全員一致して、早急に野良猫問題をなくす条例をつくることを求める。</p>	—	—	—

内容	性別	年齢	居住地
<p>野良猫へ餌をやる人に所有権を押し付けることは法的にできません。野良猫は民法上の「無主物」です。本人が希望しなければ無主物の所有者になることを他人が押し付けることはできないからです。また、その野良猫に万が一、本当の飼い主がいたら、飼い主の所有権を侵害してしまうことになります。さらに猫を終世飼養するには200万前後の費用が必要ですので、猫を飼うことを強要すると財産権の侵害となります。無責任な給餌（餌やり）の定義が明確ではありません。周辺環境や住民の愛護意識の程度によっても何が無責任なのかは変わります。ある場所では置き餌が大丈夫かもしれませんがある場所では難しいかもしれません。野良猫に寛容な地域と猫嫌いの人の多い地域でも「無責任」の意味が違います。所によって状況によって基準や定義が変化するようなこがらを条例にすることはできません。民法に抵触したり、基本的人権を侵害し違憲の可能性があることを命令したり過料をかけることはできません。罰則を定めながら違反行為の要件が明確でない条例、または許可の範囲が不明確で行政（権力）に幅広い裁量権があるような条例は基本的人権を侵害し憲法違反となります。今回、所有者不明猫への餌やり禁止の場所や方法状況等、どんな行為が無責任な餌やりとして違反なのか非常に曖昧になる可能性が高いと思われます。この様に適用範囲が不明瞭な条例は作ることができません。市民が自分の行為が違反かどうか予測できず、解釈もできないような法律は作ることができません。不当な罪により罰せられる市民を生み出す可能性があるし、解釈する側（この場合は市）が自由に裁量できる（どうにでもできる）と、不公平な事態が起きうるので憲法が保障する基本的人権の平等権侵害の恐れもあります。</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>1. 民法上の指摘点 野良猫は民法上の「無主物」です。無主物の所有者になることを他人が押し付けることは民法に抵触する虞があると思います。また、その野良猫に見えた猫に万が一、本当の飼い主がいたら、飼い主の所有権を侵害してしまうことになります。さらに猫を終世飼養するには200万前後の費用が必要ですので、猫を飼うことを強要すると財産権の侵害となります。2. 無責任な給餌の定義が不明確 周辺環境や住民の愛護意識の程度によっても何が無責任なのかは変わります。ある場所では置き餌が大丈夫かもしれませんがある場所では難しいかもしれません。野良猫に寛容な地域と猫嫌いの人の多い地域でも「無責任」の意味が違います。所によって状況によって基準や定義が変化するようなこがらを条例にすることはできないと思います。3. 高い法的リスク 民法に抵触したり、基本的人権を侵害し違憲の可能性があることを命令したり過料をかけることは重大な憲法および民法違反になる虞があります。罰則を定めながら違反行為の要件が明確でない条例、または許可の範囲が不明確で行政（権力）に幅広い裁量権があるような条例は基本的人権を侵害し憲法違反となります。今回、所有者不明猫への餌やり禁止の場所や方法状況等、どんな行為が無責任な餌やりとして違反なのか非常に曖昧になる可能性が高いと思われます。この様に適用範囲が不明瞭な条例を作り、市民に過料を課した場合、京都市が被告人となって裁判を起こされることも覚悟された方が良いかと思います。市民が自分の行為が違反かどうか予測できず、解釈もできないような法律は基本的に作ってはならないというのが一般的な法的原則でしょう。不当な罪により罰せられる市民を生み出す可能性があるし、解釈する側（この場合は市）が自由に裁量できる（どうにでもできる）と、不公平な事態が起きるので憲法が保障する基本的人権の平等権侵害の虞もあります。以上より、この条例が制定されれば、市民にとっても京都市にとっても大変なリスクを伴うことにご注意頂きたいと思います。一法学徒より</p>	男性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>この条例にはいくつか問題点があり、反対いたします。その1) 野良猫に餌やりする人は自ら飼養していただくか・・・野良猫は民法上の「無主物」であり、占有や所有を望まない人に所有権を押し付けることは法的にできない。これまで所有権が欲しくて餌やりしているという人は聞いたことがない。また猫を終生飼養するには多大な費用がかかり、猫を連れ帰れと強要することは、財産権の侵害にあたる。その2) 身近にいる動物に対し無責任な餌やりをしてはならない・・・無責任な餌やりの定義や基準が明確でなく、市民が不当に罰せられかねない。憲法31条に「何人も法律の定める手続きによらなければ、自由は奪われない」とあり、餌やりしてはならないという法律がない以上、餌をやるのは国民の自由といえる。定義のあいまいな餌やり禁止を掲げるより、適正な餌やり（置き餌をしない、きちんと後片付けをする等）のルールを盛り込んだ条例にしてほしい。「無責任な餌やり禁止」といわれるべくすべての餌やりが反社会的行為、犯罪的行為とみなされるおそれがあり、それではまたこれまで同様、隠れて置き餌をすることになり、猫トラブルは減るどころか、悪化することはめにみえている。全国各地で野良猫を減らすために展開され、効果をあげてきた「地域猫活動」は餌やりさんを排除するのではなく、協力者になってもらうことで成立し、餌やりさんが地下にもぐつてしまっては、個体把握も捕獲もむつかしくなり「地域猫活動」は行き詰ってしまいます。これまで何十年も「餌やるな」と言い続け、それで減らすことができず「地域猫活動」が推進されるようになってきたのではないか。一番の目的は猫トラブルの軽減です。「地域猫活動」を妨害するような条例はつくれないでください。どうぞ現場の声をきき、ほんとうに効果のある対策を考えていただきたいと願ってやみません。</p>	女性	60歳代	その他
<p>私は、京都が大好きでよく通っています。今回の罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例を作りますと世界の動物愛護と共生への動きと反対方向となり世界一人気のある観光都市京都の評判を落とすことは明らかです。この条例には、市民が不当な罪で罰せられてしまうので基本的人権の侵害、所有権や財産権の侵害になる問題もあります。京都こそ動物と共生していくリーダーとなってほしい都市です。今回の条例を作らない選択を是非お願いします。大阪市は共生をめざし、成果を上げています。他にも成功例は多数あり参考にして下さることをお願いします。</p>	一	一	その他
<p>餌やりさんを排除するのと、餌やりを止めさせて猫を餓死させる事は、全く別問題であり、これは動愛法一条二条に反し、憲法94条や地方自治法14条1項に反する為です。小さな、罪のない命を安易に奪わないでください。</p>	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
愛護動物である猫への給餌給水の方法を指導するために、罰則付きの条例を作ることは憲法、民法、刑法に抵触する可能性が高く、違憲立法だといわれている。北九州条例のうち野良犬野良猫へのえさやり禁止がはずされ、大阪市、奈良市議会、東京都中野区議会でも野良猫への給餌は除外された。荒川区は条例が可決されても実行できていない。これは裁判になった時に違憲立法であると可能性に留意しているからである。こうした他自治体のことを鑑みて、猫への給餌については条例に盛り込むべきではない。	男性	20歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>本条例案の廃案を求める。本条例案は、多数の瑕疵を含んでおり、強権的規制内容から全く賛成できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民の責務の項目：市の施策に対して、反論する自由が担保されず、憲法31条が認める「思想信条・良心の自由」に反する可能性。 ●猫の室内飼いについて：猫は室内で飼つた方が良いが、外へ出る猫が外で必ず糞尿するとまでは言えず、市民の意見は一律でないと思われる。条例で規定することは一部の対立を煽りかねない。 ●犬の排泄：家でするのが理想ではあるが、既に飼われている犬にしつけの変更を求めるのは困難であり、フンを回収したり、回収容器を持てなどは、当たり前のこと。条例で規制し過料まですることなのか。 ●「まちねこ活動」の問題点：そもそもこの活動に参画するためのハードルが高すぎ、一人で同等の活動をしようとして、一律機械的に「無責任給餌」とされかねないと解される。また緊急性がある傷病動物の保護、通院、管理のためには、所定の手続を経ている時間が無く、餌で寄せて一時捕獲しなければならないことも想定される。それらが本件条例が制定されると、禁止行為に含まれてしまう懸念があり、無用な市民対立を呼びかねない点で、「京都動物愛護憲章」の精神と矛盾。 ●「まちねこ活動」に登録しないで、同等のいわゆるTNR活動をし、同等の成果を上げている人々も少なくないと考えられるが、本件条例が制定されると、それらの良心的市民は、一律に排除されてしまう懸念がある。 ●罰則規定について：「身近な動物」、「無責任給餌」、「周辺の生活環境が損なわれ」の定義があいまいで、恣意的な拡大解釈が可能。いわばその場の職員の気分で、処分に該当するのかどうかが決められる危険性がある。 ●過料について：違反行為に対して、立入認諾や回答を義務づけるとしているが、これは令状無しに行われるのか？。条例で規定することは、憲法第31条、第35条、場合により第38条に違反するのではないか。以上、本件条例案は、一部に違憲の疑いもある内容であり、上記諸矛盾点も含めて市民同士の無用な対立を生みかねない。このような条例を制定・施行することは、全く人間主体の愚考であり、「京都動物愛護憲章」が言う、「人と動物が共生するうるおいのあるまち」、「動物を思いやりましょう。動物の命を尊ぶ心を子どもたちに伝えます」なる精神と矛盾する。強く条例案に反対し、廃案を求める。 	男性	50歳代	その他
<p>意見 京都市動物迷惑防止条例案は、猫餌やり禁止条例であって、憲法、動物愛護法、その他の法令に反するので、この条例の制定をしないことを求める。理由 1 条例案の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養するか、「まちねこ支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施する。 ・身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならない。 ・これに違反し（生活環境が損なわれ）たときは勧告・命令、勧告・命令に違反したときは 	男性	一	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>過料（行政罰）の制裁を課す。・まちねこ支援事業は、①3名以上の団体を作る。②町内会の同意を得る。③猫用トイレの管理や猫の生息状況の把握などをし、飼養が可能な私有地内に設定する。2 憲法等に違反する人権侵害 条例案は「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養する」ことを課すが、所有者のいない動物に餌やりをすることは基本的に自由な行為であり、本来自由である筈の所有者のいない動物への餌やりを禁じ、野良猫の管理責任を課すことは、憲法13条の自由権、幸福追求権を侵害する不当な人権侵害である。また、所有者でない者に餌やりをしたことをもって所有者同様の管理責任を負わせることは、民法上、非合理且つ違法である。3 「まちねこ支援事業」に反する猫餌やりは禁じられ、罰則を課す。まちねこ支援とは、①3名以上の団体、②町内会の同意、③私有地に設定の要件が必要とするが、個人の猫餌やりには不可能で、罰則をもって猫餌やりを禁ずるものである。憲法に反する自由の侵害であるとともに、野良猫保護を否定し動物愛護法に反する規制である。4 動物愛護法に違反する条例案である。平成24年8月の改正動物愛護法は、「殺す行政」から「生かす行政」へと転換し、行政は殺処分を目的とする野良猫の引き取りをしないこと（法35条、附帯決議8項）、野良猫を生かすについては、従来の猫餌やりが築いてきた「地域猫」活動を、官民一体で行う（付帯決議8項）とした。そして、猫の遺棄、猫を殺傷することを厳罰化した。改正動愛法は、①野良猫を殺さないこと（行政の引取規制）、②野良猫を生かすこと（従来の猫餌やりの活動）、③野良猫を発生させないこと（従来の猫餌やりの自己負担で避妊去勢）である。②と③を個人の猫餌やりだけではなく、行政が、ボランティア、地域と一体で行うとした。野良猫保護は、まず猫への餌やりである。野良猫の命への思いから、自分で餌を買い与え、生かし、避妊去勢をして保護をし、野良猫の命を守り（②）、新たな野良猫を減らす（③）、世話をしてきた。これが地域猫活動であり、個人の猫餌やりの活動を改正動愛法の基礎とした。猫餌やりは、動物の命を生かし、野良猫をなくし、地域、社会のための活動である。餌をやり命を生かすことが野良猫保護の基本であり、野良猫への給餌は人の動物への愛護、動物の命の保護から当然と言える。個人の猫餌やりは、野良猫を生かし、野良猫を減らす活動をしてきたもので、動物愛護法の基本原則の「動物の命」と「人と動物の共生」の活動をし、社会のための活動として動愛法の野良猫問題の取組をしている活動である。行政は、この地域猫活動を官民一体での取り組む義務がある。条例案の、野良猫への給餌を禁止することは、動物虐待（給餌、給水をしないなど、動物愛護法44条2項）の犯罪である。規制により故意に餓死させることは、みだりな殺傷罪（同条1項）の犯罪である。条例案は、動愛法の猫餌やり</p>			

内容	性別	年齢	居住地
<p>による野良猫保護を禁じること、虐待ないし餓死させる殺傷の犯罪を強いるもので、動愛法に違反する違法な条例と言うべきである。 5 現在の京都市条例案の誤り 野良猫の発生原因は、家庭からペットが捨てられたことにより、遺棄者が原因で、猫餌やりはその尻ぬぐいをしている公益の地域猫活動である。そこに誤解があつてはならない。野良猫問題は、野良猫の原因の猫の遺棄（同法44条1項の犯罪）が放置されているところにある。従来、猫の遺棄（動物犯罪）と行政の殺処分（みだりな殺傷の動物犯罪）の両輪で野良猫を処理してきた。京都市条例は、野良猫問題の原因は猫餌やりにあり、猫餌やりを反社会行為、犯罪的行為として禁止し、個人ボランティアではできない猫餌やりの条件を満たしたときのみ禁止を解いてやるとの内容である。地域猫は「猫餌やりのボランティアのためにしてやる」との誤った措置である。しかし、地域猫は、ボランティアの犠牲の上で行政や猫嫌いのためにするのではない。行政が、ボランティア、地域住民と共同分担をして、全員一致して、野良猫を生かし、早急に野良猫問題をなくすことである。野良猫の原因是猫餌やりではなく遺棄者である。まず、その原因の遺棄者の取締りが必要である。猫餌やりは、自己負担で動物の命を守り、猫嫌いの人達のためにも、野良猫問題を解決するためにしてきた活動である。京都市条例案は、遺棄者を放置して、地域猫活動をする猫餌やりを禁じて反社会的行為とする。猫餌やりがいなくなれば、野良猫の生存はおびやかされる。また、保護、管理されない野良猫の発生により、野良猫問題は闇の中となり、解決できるとは考えられない。野良猫を保護する猫餌やりが迷惑の原因とする誤った考えが優先して、野良猫の命への思いではなく、野良猫との共生の姿勢が全く認められない。京都市条例案は、その精神も具体的措置も、猫との共生を否定し、地域猫活動を妨害するもので、明らかに動愛法に違反する条例である。6 野良猫を生かすことが核であり、野良猫を増やさないことをしてきた猫餌やりが核であり、これを支援し負担することが行政の責任であることが動愛法の内容である。京都市は、現在の、誤った認識による、法律に違反する条例の制定をしないこと、及び、同法に沿って、行政が核となって、従来の個人の猫餌やりの地域猫活動を、ボランティア及び地域住民と一体となって、早期に、野良猫問題の解決をすることを内容とする条例を制定することを強く求める。</p>			
『無責任な餌やり』の禁止で禁止される事項の範囲が不明確にすぎます。これに刑罰を科すのは罪刑法定主義（憲法31条）に反し違憲といえます。また地域猫活動にとって致命的な支障を与えます。撤回を要望します。	男性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>【意見】野良猫に対する給餌を、条例で「無責任」と定義することは「違憲立法」です。従って、条例により、野良猫に対する給餌を「可罰的違法行為」の他、「過料」等に処することはできません。【理由】・条例の元になる動物愛護法（略称）では、5年程前の基本指針（略称）で（※以下概略）「野良猫への恣意的（＝身勝手）な餌やりがあるので、その対応措置としての『地域猫対策』を施策とすることとし、最近改訂された同指針では同対策の執行を促しています。・猫への給餌を「無責任な餌やり」とする根拠法令がありません。・動物愛護法では「身勝手な餌やり」のある事態を前提としています。・環境省の元政務官が考案したとされる牧原プランを、同省は公式な見解として公開しています。しかし「野良猫への給餌と当該猫の生態系循環」について、学術的専門的な概ね数年に及ぶ検証のないまま（注・略称、鳥獣保護法などが根拠）安易に「給餌と猫の生態系循環」の因果関係を限定していますが、極めて情緒的な考えであり、「無責任な給餌」と「致死処分」との因果関係が法的に有効と判断されていません。・野良猫の適正管理は、京都市の事務として市独自で行われません。市民の奉仕による官民協働事業です。市が独自で実行の困難な野良猫の適正管理事業でありながら、市民有志に対してのみ、その管理義務を強要する権限が、行政にあるとは思えません。従って「身勝手な給餌」に対しての対応措置が万全で無い今まで、「責任ある給餌」だけを一部の市民有志に強いられる施策に、合理的な整合性を思えません。・野良猫対策としては京都市でも行われている、国のガイドラインなどによる「地域猫対策」等の行政施策の実行が有効とされています。給餌の事態を「無責任」と定義する考えは行政と市民、及び市民と市民の対立を起こします。・我が国は、野良猫に対する恣意的（＝身勝手）な餌やりのなくなった歴史がありません。京都市に、罪人を作る目的だけの条例の必要性を思えないのです。</p>	男性	60歳代	その他
野良猫を餌を与えるからと言って家に連れて行けというのは、強引だと考えます。また、所有権、財産権の侵害になるので適切でないと思います。	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
京都市動物迷惑防止条例案は猫餌やり禁止条例であり、憲法・動物愛護法、その他の法令に反するので、この条例を制定しないことを求める。条例案は「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養する」ことを課すが、所有者のいない猫に餌やりをすることは基本的に自由な行為であり、餌やりを禁じ管理責任を課すことは憲法13条の自由権・幸福追求権を侵害する不当な人権侵害である。所有者でない者に管理責任を負わせることは民法上非合理且つ違法である。「まちねこ支援事業」に反する猫餌やりは禁じられ罰則を課すことは、動物愛護法に違反する条例案である。平成24年8月の改正動物愛護法は「殺す行政」から「生かす行政」へと転換し、行政は殺処分を目的とする野良猫の引き取りをしないこと(法35条附帯決議8項)野良猫を生かすについては従来の餌やりが築いてきた「地域猫」活動を官民一体で行うとした。地域猫活動は猫への餌やりからである。猫餌やりは野良猫の命を守り、野良猫をなくし、地域社会のための活動である。野良猫への給餌を禁止することは、動物虐待(愛護法44条2項)の犯罪である。規制により故意に飢え死にさせることは、みだりな殺傷罪(同条1項)の犯罪である。よって条例案は動物愛護法に違反する違法な条例である。京都市は法律に違反する条例の制定をしないことを強く求める。	-	-	-
野良猫は人間の無責任な飼い方で増えていったものです。これらの野良猫を、京都市はこの条例で餌をやる事を止めさせて“殺してしまおう”としているのです。そもそも刑罰を科すには、どのような行為に対して罰則が科されるのか 国民に事前にかつ明確に分からなければなりません。(罪刑法定主義 憲法31条) 不明確であると、本来自由である行為に対して過度の委縮効果を生じさせてしまうからです。京都市条例が科そうとしている過料は行政罰ですが、この罪刑法定主義は等しく及ぶと解されているのが憲法学の通説になります。すなわち、京都市が制定しようとしている条例は憲法31条に反し違憲と考えます。野良猫への餌やりを制限し、ボランティアの活動を反社会的とみなすこの条例を認める訳にはいきません。もし、この条例を制定を止めることが出来ないのであれば、この条例は、現状の地域猫活動の主旨である“命を大切にする”ことに重視した内容とし、「置き餌をしない・餌やりの後片付けをする等」の餌やりのマナーに対しての条例にすべきものと考えます。	女性	30歳代	京都市南区

内容	性別	年齢	居住地
京都市の動物による迷惑行為防止条例制定に反対を致します。罰則の適用範囲があまりにも不明確です。不明確であると本来自由である行為に対して過度の萎縮効果を生じさせてしまうのではないか?これでは憲法31条に反して違憲と考えます。条例が制定されれば、餌やりイコール犯罪だとする誤った認識の人達が続出し、地域内の争いが激しくなると考えます。餌やり禁止は餌やりさんの潜伏化を図るだけで問題の解決にはつながらないと考えます。	女性	50歳代	その他
さんの、パブリックコメントの書面を拝見しました。京都市で、憲法違反の条例を定めるべきではありません。まちねこ活動を、推進するのはすばらしいことですが、まずは、100パーセントの市民がまちねこ活動を知っており まちねこ活動を行う個人が尊重される状態でなければ野良猫のえさやり禁止条例を制定してはいけません。順序がまちがっています。絶対に制定しないでください。違法な条例を制定したことで、海外から批判もされるのではないか?観光都市としても、大きなダメージになります。しっかりと責任がとれない条例をかんがえるべきではありません。違法の可能性があれば、動物愛護関係者で法的に訴えることになるでしょう。	男性	40歳代	京都市伏見区
当該新条例の制定について、これを是認する法的な根拠とは…日本国憲法 第二十五条抄…○2 «公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない». また、動物愛護法第一章 総則（目的）第一条抄…«動物の管理に関する事項を定めてよる人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上支障を防止し »ならびに、鳥獣の保護狩猟適正化法第一章 総則（目的）第一条 抄…«鳥獣による生活環境、農林水産業又は態系系被害を防止し»…«生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする»等、主に条文の«…»部分、これらの法理念から類推し、新条例制定に瑕疵はない…と新条例制定推進派の方々は”主張”更に勘違いなされてるのだと思像します。地方自治体に於いて、新たな条例が制定されるに際し、憲法違反は元より、関連各法に違反する条例であってはならない事は当然ですが、それと同様に非常に重要な事は、その地域社会の社会的実状を踏まえた住人の客観的意思が条例に反映されているか否かです。客観値とは、全ての主観の平均値ですから、なかなか簡単に割り出す事は難しいもの。実はこの客観性が論証出来なければ、上記法理構成は破綻をきたします。何故か?条例制定を正しく利益衡量した場合に、京都市住人がその制定に寄って享受する利益を大幅に上回る不利益を被る可能性が極めて高いからです。 では、それを論証してみましょう。新条例制定と言う結論に到達させるための前提。今回の条例骨子で説明が為さ	男性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>れているのは『多くの苦情』のみですから、この『多くの…』が本当に客觀性を持った『多くの…』なのかどうかが唯一の争点になると想え、この『多くの…』の定義を考察してみます。 様々な考え方は有るでしょうが、今回は新条例の制定についての議論ですので、それに因んで、地方自治法 74 条、条例の制定、または改廃が直接請求出来る、全有権者の 50 分の 1 の署名…に着目してみました。これをもって条例の制定が確実に為される絶対数ではなく、あくまで 20 日以内に議会を召集して結果報告をしなければならない程度の『多く』なので、決してその定義として無茶な数字では無いでしょう。とすると、現在と多少の数字の変化は有るでしょうが、平成 25 年 7 月 21 日時点の京都市の全有権者数が 1154730 人ですから、23094.6 人の連署をもって条例の制定または改廃を”請求する権利”がようやく発生する事になります。即ち、これ以下の苦情数しか無い場合は『多くの…』の前提が存在しなくなり、この新条例は、動物愛護法の基本理念に悖る条例であり無効とあると結論付けられます。参考資料を見てみましょう。平成 18 年度の苦情件数が 2460 件…。内訳詳細は省きますが、同一人物が重複して苦情を出してる可能性は極め高いので、この数字が人数として減る事は有っても増える事は無いでしょう。しかも有権者以外の苦情も含まれている筈です。この数字に議会任期の 4 を掛けて累計しても 9840 件…と、全有権者に占める比率は、何とたったの 0.0085 % でしかありません。この数字をもって『多くの苦情』と結論してしまうのは、あまりに行政が民意に無頓着で有ると言わざるを得ません。このような、全く民意を反映しない、更に、世界的動物愛護活動の潮流に背く条例の制定が、国際的観光都市京都市において、その地域社会に何ら利益をもたらす事が無い事は明白です。日本人の行動規範とされる民法の冒頭『私権は公共の福祉に尊ぶ』…この理念に鑑みても、たった 0.0085% の権利の為、残る 99.9915% の公益…即ち、動物愛護法がその第一章一条、総則で謳う美しき基礎理念《国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する》事により、得られるべき利益を無惨に破壊するのが、この”京都市動物による迷惑の防止に関する条例”的違法制定であり、他の如何なる事情に配慮しようとも、その制定は断固阻止されるべきであり、また、私個人も、この条例の制定には断固反対致します。補足条例骨子内に有る”糞尿による被害を無くす =野良猫を無くす”という、あまりに短絡的で安直な発想に対して、正しく反論するのも馬鹿馬鹿しいので、一言だけ申添えさせて頂きますと、それは …”地球温暖化を防ぐ =人類滅亡させる”と同じレベルの発想で有ると考えます。</p>			

内容	性別	年齢	居住地
無責任な餌やりには反対します。しかし、猫に餌を与えるという行為を禁止する条例内容は、明らかに法の濫用に当たります。餌を与える場所や周辺の美観を保全したり、衛生上の配慮をすることであれば、こうした内容の条例を別に策定すれば済む話です。さらに、猫への餌やり行為そのものを禁止するのは、個人の権利を制限するという点で、憲法上大きな疑問があります。従って、「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」の制定には反対します！！	男性	50歳代	その他
「動物による迷惑事象」「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」という表現はあいまいでどういう事象・行為であるかを明示しないと、隣人間で争いの種を作り、市民の生活に不利益を与えるものです。同様に、「無責任な餌やり」という表現も非常にあいまいです。どういう行為が違反で、どういう罰則が与えられるということが明記されてません。行政の裁量でいくらでもその範囲が広がってしまい、人によって不公平な判決になり、憲法に保障されている基本的人権に反するものです。野良猫の餌やりは、「まちねこ活動支援事業」に沿わない場合は条例違反となり過料を課せられる、ということですが、「まちねこ活動」に沿った実施の条件はハードルが高く、すべての地域猫活動家がそれに従って活動できているわけではありません。京都市の「まちねこ活動支援事業」では平成22年から現在までに650匹の猫が不妊手術を受けたそうですが、同じ期間で「」（動物愛護病院）では、1万匹あまりの猫の不妊手術が行われました。もちろんこの中には飼い猫も含まれますが、それを差し引いたとしても民間の地域猫活動家にいかに猫の不妊手術が支えられているかということです。そういう現状を無視して即罰則規定を制定するのは、行きすぎです。「まちねこ活動」に認可されてない何千匹もの野良猫は餓死しろ、ということで、これは虐待にあたり、明らかに動物愛護法に反しています。「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」とはどういう社会なのでしょうか。「共生」というのは単に糞害をなくしたら解決するような低次元のものではないでしょう。行政が一方的に「迷惑防止」条例を出してすむような問題ではありません。糞害は「共生」の一つの問題ではあってもそれが全てではありません。近視眼的な目で見るのはなく、広く市民国民の声を聞き、海外の例や意見も参考にしながら作るべきものでしょう。今回の条例は法的にも不備があり、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」のあるべき姿ともかけ離れているので、撤回をお願い致します。世界遺産を数多く持つ観光都市京都の名に恥じない品格ある撤退を、一市民として期待しております。	女性	60歳代	京都市右京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>先ほどの続きを送らせていただきます</p> <p>(反対理由その1) そもそも京都市条例が禁止し罰則を科そうとしている『無責任な餌やり』とはいかなる行為をいうのでしょうか? 不妊手術をしなかったら無責任? 隣家から苦情が来たら無責任? 置き餌したら無責任? トイレがなかったら無責任? 1日3回ノラ猫にご飯をあげている人からすれば、1日1回ご飯あげるだけでは無責任に見えるかも知れません。罰則の適用範囲があまりにも不明確です。そもそも刑罰を科すには、どのような行為に対して罰則が科されるのか国民に事前にかつ明確に分からなければなりません。(罪刑法定主義 憲法31条) 不明確であると、本来自由である行為に対して過度の委縮効果を生じさせてしまうからです。京都市条例が科そうとしている過料は行政罰ですが、この罪刑法定主義は等しく及ぶと解されているのが憲法学の通説になります。すなわち、京都市が制定しようとしている条例は憲法31条に反し違憲と考えます。保健所行きで殺処分となる犬猫ちゃんを救うためにTNRや保護活動、里親募集活動を昼夜問わず個人?団体でボランティアで活動されている方々にとって本当に酷な内容だと思います。撤回してください。</p>	女性	20歳代	-
<p>(意見)野良猫の餌やり禁止を条例から外してください。(理由)憲法違反だからです。1. 憲法や動物愛護管理法では餌やりを禁止していないため、下位法の公園条例や自治体の動物条例で、上位法に書かれていない事を禁じることはできません。もし下位法である自治体の条例でエサやりを禁じれば、憲法第94条に反する違憲行為・違憲立法となります。</p> <p>(給餌方法は指導できても給餌自体を禁止することはできません)憲法第94条「地方公共団体はその財産を管理し事務を処理し及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することが出来る」2. 猫は法律で愛護動物に分類されています。愛護動物である猫に対しての餌やりを禁止する法律はありません。憲法にも動物愛護管理法にも餌やりを禁止する条項はありません。従って市民に対し餌やりを禁止させる行為は憲法第31条に反する違憲行為となります。憲法第31条「何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、またはその他の刑罰を科せられない」以上の理由から自治体が条例で所有者のいない猫のエサやりを規制したり、公園などにエサやり禁止看板を設置することはできません。</p>	男性	-	-

内容	性別	年齢	居住地
<p>(反対理由その1) 罰則内容が不明瞭・不正確であること そもそも京都市条例が禁止し罰則を科そうとしている『無責任な餌やり』とはいかなる行為をいうのでしょうか? 不妊手術をしなかったら無責任? 隣家から苦情が来たら無責任? 置き餌したら無責任? トイレがなかったら無責任? 罰則の適用範囲があまりにも不正確です。そもそも刑罰を科すには、どのような行為に対して罰則が科されるのか国民に事前にかつ明確に分からなければなりません。 (罪刑法定主義 憲法31条) 不正確であると、本来自由である行為に対して過度の委縮効果を生じさせてしまうからです。京都市条例が科そうとしている過料は行政罰ですが、この罪刑法定主義は等しく及ぶと解されているのが憲法学の通説になります。すなわち、京都市が制定しようとしている条例は憲法31条に反し違憲と考えます。</p> <p>(反対理由その2) まちねこ事業及びTNR活動の妨げになり、かえってノラ猫問題が大きくなること 京都市が実施している「まちねこ事業」に沿って行う餌やりは「無責任な餌やり」には該当しないといいます。しかし、ノラ猫の現場にかかわってきた経験からすると、現実的にはまちねこ事業に沿った餌やりの実施は困難な場合の方が圧倒的に多いです。これでは餌やり一律禁止とほとんど変わりないといえます。餌やりの禁止は餌やりさんの潜伏化を図るだけで、問題の解決にはつながりません。それどころか、ノラ猫問題がますます悪化し、トラブルが続出する恐れすらあります。現場に行き、餌やりさんにTNRを説得する場合、ご飯もらえない死んじやうからね。ご飯はあげてね! その代り不妊手術しましょうね! 不妊手術すれば、これから安心してご飯あげられるでしょう! とお話ししています。餌やりの禁止をもたらす条例は、TNR活動を著しく阻害するものといえます。</p> <p>(反対理由その3) 全国的な影響力が予想されること 東京都荒川区で同じような条例の制定が話題になった時、餌やり行為自体が犯罪であるかのような間違った情報が流布されました。荒川区条例の及ばない他県でも餌やりは犯罪だと言い出す人が続出しました。京都市でこのような条例ができれば京都市だけの問題ではなく全国に悪影響が及ぶものと考えます。</p> <p>以上、3点の理由から私は今般の条例に強く反対いたします。</p>	男性	20歳代	京都市上京区
刑罰を与える基準が明確でない、個人の幸福権を侵害すり等で違憲と思われます。「餌やりは違法」との誤解を与え適切な餌やりをしている方にまで圧力がかかり置き餌等を誘発。餌やりさん自体を見にくくし効果をあげつつある「まちねこ」事業を後退させかねません。	男性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>【意見】 野良猫に対する給餌を、条例で「無責任」と定義することは「違憲立法」です。従って、条例により、野良猫に対する給餌を「可罰的違法行為」の他、「過料」等に処することはできません。【理由】・条例の元になる動物愛護法（略称）では、5年前の基本指針（略称）で（※以下概略）「野良猫への恣意的（＝身勝手）な餌やりがあるので、その対応措置としての『地域猫対策』を施策とすることとし、最近改訂された同指針では同対策の執行を促しています。・猫への給餌を「無責任な餌やり」とする根拠法令がありません。・動物愛護法では「身勝手な餌やり」のある事態を前提としています。・環境省の元政務官が考案したとされる牧原プランを、同省は公式な見解として公開しています。しかし「野良猫への給餌と当該猫の生態系循環」について、学術的専門的な概ね数年に及ぶ検証のないまま（注・略称、鳥獣保護法などが根拠）安易に「給餌と猫の生態系循環」の因果関係を限定していますが、極めて情緒的な考え方であり、「無責任な給餌」と「致死処分数」との因果関係が法的に有効と判断されていません。・野良猫の適正管理は、京都市の事務として市独自で行われません。市民の奉仕による官民協働事業です。市が独自で実行の困難な野良猫の適正管理事業でありながら、市民有志に対してのみ、その管理義務を強要する権限が、行政にあるとは思えません。従って「身勝手な給餌」に対しての対応措置が万全で無い今まで、「責任ある給餌」だけを一部の市民有志に強いられる施策に、合理的な整合性を思えません。・野良猫対策としては京都市でも行われている、国のガイドラインなどによる「地域猫対策」等の行政施策の実行が有効とされています。給餌の事態を「無責任」と定義する考えは行政と市民、及び市民と市民の対立を起こします。・我が国は、野良猫に対する恣意的（＝身勝手）な餌やりのなくなった歴史がありません。京都市に、罪人を作る目的だけの条例の必要性を思えないのです。</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
いつも地方自治行政のため御尽力下さり有難うございます。この度は迷惑防止条例の制定の御準備にパブリックコメント募集がありましたので、他行政区からではありますが意見を届けさせて頂きます。地域猫活動を行う立場として罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへが活動中に多くの偏見に晒されることとなり、そちらで実施されている「まちねこ事業」の障害となります。また「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。さらに、野良猫を餌をやるからには家に連れて行けと簡単に規定されていますが、その飼養には飼養場所の確保からワクチン接種、餌代、トイレ砂等々多大な費用の支出が必要となります。これは憲法にも規定がある財産権の侵害であり適切な条例規定とは思えません。以上の理由により「無責任な餌やり禁止」条項についてのみ反対致します。宜しくお願い申し上げます。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
京都市の動物迷惑防止条例案は、野良猫に餌やりをしようとする人は猫を自ら飼養すること、動物に給餌をすることを禁止する、これらに違反したときは過料（行政罰）の罰則を課す。猫餌やりをしたい人は、「まちねこ支援事業」として、団体を作ること、町内会の同意を得ること、飼養が可能な私有地内に設定すること等を要求する。これは、従来のボランティアの個人の猫餌やりに不可能な負担を課し、猫餌やりを禁止するものである。野良猫に餌やりを禁じること、野良猫に餌をやることに所有者同様の管理責任を負うとすることは、憲法上の人権を侵害し、民事上所有者でないものに責任を負担させることは、法制度の基本に反する違法なものである。また、従来、野良猫を殺さないで生かすために猫餌やりをし野良猫の命を守り、避妊去勢をし、新たな野良猫を減らす活動がされてきた。改正動愛法は、この「地域猫」活動を、官民一体で行う（付帯決議8項）とし、猫の遺棄、虐待、殺傷を厳罰化した。しかし、京都市条例案は、個人の野良猫餌やりを禁じるが、それは、野良猫への給餌、給水をさせない虐待であり、餓死させる殺傷であり、動愛法の禁じる犯罪を犯させるものである。野良猫の原因は、猫を棄てた人達である。その犯罪を放置して、野良猫を生かす猫餌やりを罰則をもって禁じることは、野良猫の生存をおびやかし野良猫の保護を目的とする動愛法に違反する。また、自己負担で動物の命を守り、避妊去勢をしてきた猫餌やりは、猫嫌いの人達のため、野良猫問題を解決するための活動であるが、条例案は、猫餌やりを排除し、野良猫の命への思いはなく、地域猫活動を妨害するもので、改正動愛法に違反する。京都市条例は、憲法、法律に違反する条例でありこれに強く反対する。動愛法に従って、行政が、野良猫を生かし、ボランティア、地域住民と共同分担をして、全員一致して、早急に野良猫問題をなくす条例をつくることを求める。	—	—	—

内容	性別	年齢	居住地
<p>京都市の猫餌やり禁止の 条例に反対する</p> <p>京都市の動物迷惑防止条例案は、野良猫に餌やりをしようとする人は猫を自ら飼養すること、動物に給餌をすることを禁止する、これらに違反したときは過料（行政罰）の罰則を課す。猫餌やりをしたい人は、「まちねこ支援事業」として、団体を作ること、町内会の同意を得ること、飼養が可能な私有地内に設定すること等を要求する。これは、従来のボランティアの個人の猫餌やりに不可能な負担を課し、猫餌やりを禁止するものである。野良猫に餌やりを禁じること、野良猫に餌をやることに所有者同様の管理責任を負うとすることは、憲法上の人権を侵害し、民事上所有者でないものに責任を負担させることは、法制度の基本に反する違法なものである。</p> <p>また、従来、野良猫を 殺さないで生かすために猫餌やりをし野良猫の命を守り、避妊去勢をし、新たな野良猫を減らす活動がされてきた。改正動愛法は、この「地域猫」活動を、官民一体で行う（付帯決議 8 項）とし、猫の遺棄、虐待、殺傷を厳罰化した。しかし、京都市条例案は、個人の野良猫餌やりを禁じるが、それは、野良猫への給餌、給水をさせない虐待であり、餓死させる殺傷であり、動愛法の禁じる犯罪を犯せるものである。野良猫の原因は、猫を棄てた人達である。その犯罪を放置して、野良猫を生かす猫餌やりを罰則をもって禁じることは、野良猫の生存をおびやかし野良猫の保護を目的とする動愛法に違反する。また、自己負担で動物の命を守り、避妊去勢をしてきた猫餌やりは、猫嫌いの人達のため、野良猫問題 を解決するための活動であるが、条例案は、猫餌やりを排除し、野良猫の命への思いではなく、地域猫活動を妨害するもので、改正動愛法に違反する。京都市条例は、憲法、法律に違反する条例でありこれに強く反対する。動愛法に従って、行政が、野良猫を生かし、ボランティア、地域住民と共同分担をして、全員一致して、早急に野良猫問題をなくす条例をつくることを求める。</p>	—	—	—

内容	性別	年齢	居住地
<p>【意見】「恣意的な餌やり防止」と、「迷惑な(無責任な)餌やり禁止」は対極の施策で同じではなく、関連上位法を越える罰則規制をもって、マナー啓発「防止」の予防的取組を、市民に責任を課す「禁止」権利の制限とする条例案の制で定めるのは、違憲である。且つ法を遵守する立場の行政には、その責任において、先ず懲罰規制の条例導入事業計画の段階で、法目的以上の副作用があらゆる分野に及ぶ事を、法制定前に実態調査&検証すべきであるも不十分であり、「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）」の制定に反対である。</p> <p>【理由】荒川区に在住しておりますと申します。荒川区では、飼主のいない猫への助成制度は開始され5年目を迎えますが、当初より事業の効果が上がらないとても厄介な弊害を抱えておりました。それは制度と同時期に立案施行された「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」（環境課所管 報道での通称 野良猫の迷惑な餌やり一部罰則つき条例）です。既に同条例を5年間運用した荒川区では、「罰則条例導入による(恣意的)迷惑な餌やりへの抑制効果なしは実証済み」であり、あえて今、京都市が条例化する根拠がありません。?荒川区良好な生活環境の確保に関する条例?(環境課所管)は動物の給餌行為自体を禁止するものではないものの?地域コミュニティーに強く影響を与え対立軸が際立ち、飼い主のいない猫を守る人排除する人どちらでもない人と、地域コミュニティーの分断問題を生じさせます。つまり、餌やり禁止と誤解させる条例は、地域猫対策根本「地域自治」の足枷であり、対策のための啓発も条例による誤解や偏見で浸透せず、住民同士の繋がりが断絶させ、結果として「地域住民が主体的に問題へ取組む事」を断念せざるおえない、コミュニティー崩壊の弊害を生じました。故に、「まちねこ活動支援事業」含め有効な対策とは行政による取締ではなく、終生飼育の大切さ等周知の予防教育の地域基盤育成であり、その為の適切な行政におけるガバナンスの寄与は少なくないものの、それは罰則規則ではなく情報規制とすべきで、適正な取組として「地域にむけ住民とボラ団体と行政の三者官民協働」への導入支援を拡充する事であり、「餌やりへの規制」より全てにおいて人材育成と地域力向上を優先させるべきです。</p>	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>京都市の動物迷惑防止条例案は、野良猫に餌やりをしようとする人は猫を自ら飼養すること、動物に給餌をすることを禁止する、これらに違反したときは過料（行政罰）の罰則を課す。猫餌やりをしたい人は、「まちねこ支援事業」として、団体を作ること、町内会の同意を得ること、飼養が可能な私有地内に設定すること等を要求する。これは、従来のボランティアの個人の猫餌やりに不可能な負担を課し、猫餌やりを禁止するものである。野良猫に餌やりを禁じること、野良猫に餌をやることに所有者同様の管理責任を負うとすることは、憲法上の人権を侵害し、民事上所有者でないものに責任を負担させることは、法制度の基本に反する違法なものである。</p> <p>また、従来、野良猫を殺さないで生かすために猫餌やりをし野良猫の命を守り、避妊去勢をし、新たな野良猫を減らす活動がされてきた。改正動愛法は、この「地域猫」活動を、官民一体で行う（付帯決議8項）とし、猫の遺棄、虐待、殺傷を厳罰化した。しかし、京都市条例案は、個人の野良猫餌やりを禁じるが、それは、野良猫への給餌、給水をさせない虐待であり、餓死させる殺傷であり、動愛法の禁じる犯罪を犯させるものである。野良猫の原因は、猫を棄てた人達である。その犯罪を放置して、野良猫を生かす猫餌やりを罰則をもって禁じることは、野良猫の生存をおびやかし野良猫の保護を目的とする動愛法に違反する。また、自己負担で動物の命を守り、避妊去勢をしてきた猫餌やりは、猫嫌いの人達のため、野良猫問題を解決するための活動であるが、条例案は、猫餌やりを排除し、野良猫の命への思いではなく、地域猫活動を妨害するもので、改正動愛法に違反する。京都市条例は、憲法、法律に違反する条例でありこれに強く反対する。動愛法に従って、行政が、野良猫を生かし、ボランティア、地域住民と共同分担をして、全員一致して、早急に野良猫問題をなくす条例をつくることを求める。</p>	—	—	—

内容	性別	年齢	居住地
京都市の動物迷惑防止条例案は、野良猫に餌やりをしようとする人は猫を自ら飼養すること、動物に給餌をすることを禁止する、これらに違反したときは過料（行政罰）の罰則を課す。猫餌やりをしたい人は、「まちねこ支援事業」として、団体を作ること、町内会の同意を得ること、飼養が可能な私有地内に設定すること等を要求する。これは、従来のボランティアの個人の猫餌やりに不可能な負担を課し、猫餌やりを禁止するものである。野良猫に餌やりを禁じること、野良猫に餌をやることに所有者同様の管理責任を負うとすることは、憲法上の人権を侵害し、民事上所有者でないものに責任を負担させることは、法制度の基本に反する違法なものである。また、従来、野良猫を殺さないで生かすために猫餌やりをし野良猫の命を守り、避妊去勢をし、新たな野良猫を減らす活動がされてきた。改正動愛法は、この「地域猫」活動を、官民一体で行う（付帯決議8項）とし、猫の遺棄、虐待、殺傷を厳罰化した。しかし、京都市条例案は、個人の野良猫餌やりを禁じるが、それは、野良猫への給餌、給水をさせない虐待であり、餓死させる殺傷であり、動愛法の禁じる犯罪を犯させるものである。野良猫の原因は、猫を棄てた人達である。その犯罪を放置して、野良猫を生かす猫餌やりを罰則をもって禁じることは、野良猫の生存をおびやかし野良猫の保護を目的とする動愛法に違反する。また、自己負担で動物の命を守り、避妊去勢をしてきた猫餌やりは、猫嫌いの人達のため、野良猫問題を解決するための活動であるが、条例案は、猫餌やりを排除し、野良猫の命への思いではなく、地域猫活動を妨害するもので、改正動愛法に違反する。京都市条例は、憲法、法律に違反する条例でありこれに強く反対する。動愛法に従って、行政が、野良猫を生かし、ボランティア、地域住民と共同分担をして、全員一致して、早急に野良猫問題をなくす条例をつくることを求める。	女性	20歳代	京都市伏見区
「市民の皆様にお願いすること」に「身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと。」とありますが、「無責任な餌やり」の定義や基準が明確でないため、市民が不当な罪で罰せられる恐れがあります（東京都荒川区で同じような条例の制定が話題になった時、餌やり行為自体が犯罪であるかのような間違った情報が流布され、この恐れが現実となつたそうです）。これは憲法31条に反します。	-	-	-

内容	性別	年齢	居住地
<p>京都市がノラ猫への「無責任な餌やり」を禁止し、罰則を科す条例について（反対理由その1）そもそも京都市条例が禁止し罰則を科そうとしている『無責任な餌やり』とはいがなる行為をいうのでしょうか？不妊手術をしなかつたら無責任？隣家から苦情が来たら無責任？置き餌したら無責任？トイレがなかつたら無責任？1日3回ノラ猫にご飯をあげている人からすれば、1日1回ご飯あげるだけでは無責任に見えるかも知れません。罰則の適用範囲があまりにも不明確です。そもそも刑罰を科すには、どのような行為に対して罰則が科されるのか 国民に事前にかつ明確に分からなければなりません。（罪刑法定主義 憲法31条）不明確であると、本来自由である行為に対して過度の委縮効果を生じさせてしまうからです。京都市条例が科そうとしている過料は行政罰ですが、この罪刑法定主義は等しく及ぶと解されているのが憲法学の通説になります。すなわち、京都市が制定しようとしている条例は憲法31条に反し違憲と考えます。（反対理由その2）また、京都市が実施している「まちねこ事業」に沿って行う餌やりは「無責任な餌やり」には該当しないとしています。「まちねこ事業」に沿った餌やりとは3人以上のグループで町内会の承認を得て行政の審査も通過することが必要とされるそうです。ノラ猫の現場にかかわってきた経験からすると、餌をあげている人たちに3人以上のグループを作らせるのは困難な場合の方が圧倒的に多いです。また町内会や行政の審査となれば尚更です。これでは餌やり一律禁止とほとんど変わりないといえます。餌やりの禁止は餌やりさんの潜伏化を図るだけで、問題の解決にはつながりません。現場に行き、孤立している餌やりさんにTNRを説得する場合、ご飯もらえないとい死んじやうからね。ご飯はあげてね！その代り不妊手術しましおうね！不妊手術すれば、これから安心してご飯あげられるでしょうね！とお話ししています。餌やりの禁止をもたらす条例は、TNR活動を著しく阻害するものといえます。（反対理由その3）東京都荒川区で同じような条例の制定が話題になった時、餌やり行為自体が犯罪であるかのような間違った情報が流布されました。荒川区条例の及ばない埼玉でも餌やりは犯罪だと言い出す人が続出しました。京都市でこのような条例ができれば京都市だけの問題ではなく全国に悪影響が及ぶものと考えます。</p>	男性	40歳代	京都市北区

内容	性別	年齢	居住地
「京都市の猫餌やり禁止の条例に反対する」「京都市の動物迷惑防止条例案は、野良猫に餌やりをしようとする人は猫を自ら飼養すること、動物に給餌をすることを禁止する、これらに違反したときは過料（行政罰）の罰則を課す。猫餌やりをしたい人は、「まちねこ支援事業」として、団体を作ること、町内会の同意を得ること、飼養が可能な私有地内に設定すること等を要求する。これは、従来のボランティアの個人の猫餌やりに不可能な負担を課し、摘餌やりを禁止するものである。野良猫に餌やりを禁じること、野良猫に餌をやることに所有者同様の管理責任を負うことは、憲法上の人権を侵害し、民事上所有者でないものに責任を負担させることは、法制度の基本に反する違法なものである。また、従来、野良猫を殺さないで生かすために猫餌やりをし野良猫の命を守り、避妊去勢をし、新たな野良猫を減らす活動がされてきた。改正動愛法は、この「地域猫」活動を、官民一体で行う（付帯決議8項）とし、猫の遺棄、虐待、殺傷を厳罰化した。しかし、京都市条例案は、個人の野良猫餌やりを禁じるが、それは、野良猫への給餌、給水をさせない虐待であり、餓死させる毀傷であり、動愛法の禁じる犯罪を犯させるものである。野良猫の原因は、猫を棄てた人達である。その犯罪を放置して、野良猫を生かす猫餌やりを罰則をもって禁じることは、野良猫の生存をおびやかし野良猫の保護を目的とする動愛法に違反する。また、自己負担で動物の命を守り、避妊去勢をしてきた猫餌やりは、猫嫌いの人達のため、野良猫問題を解決するための活動であるが、条例案は、猫餌やりを排除し、野良猫の命への思いではなく、地域猫活動を妨害するもので、改正動愛法に違反する。京都市条例は、憲法、法律に違反する条例でありますに強く反対する。動愛法に従って、行政が、野良猫を生かし、ボランティア、地域住民と共同分担をして、全員一致して、早急に野良猫問題をなくす条例をつくることを求める」今も建物の中まで入ってくる猫に餌をやってきたばかりです。トラップは用心して入りません。馴らしているところです。①いつ、どこにいるか分らないネコをどうぞ素手で捕まえてきて下さい！！こちらでお金を出して手術してあげます。②猫は夜行性です。昼間、車の行き交う道路や人の立入りするところで捕まえること出来るのですか？！③餌付で捕まえるのに2年かかった猫もいました。④手術、内外虫の駆除、伝染病の検査、その他、誰のお金を使うおつもりなのですか？！⑤同じ時間、同じ場所での作業を365日一緒に出来る人を呼んできて下さい！！⑥お金を町内が払うようにして下さいますか？！私は40年くらい何千万円も使って3桁の猫の手術とシェルターで保護しています。誰がノラ猫を貰ってくれるか教えて下さい！！	-	-	-

内容	性別	年齢	居住地
<p>「京都市の猫餌やり禁止の条例に反対する」「京都市の動物迷惑防止条例案は、野良猫に餌やりをしようとする人は猫を自ら飼養すること、動物に給餌をすることを禁止する、これらに違反したときは過料（行政罰）の罰則を課す。猫餌やりをしたい人は、「まちねこ支援事業」として、団体を作ること、町内会の同窓を得ること、飼養が可能な私有地内に設定すること等を要求する。これは、従来のボランティアの個人の猫餌やりに不可能な負担を課し、猫餌やりを禁止するものである。</p> <p>野良猫に餌やりを禁じること、野良猫に餌をやることに所有者同様の管理責任を負うすることは、憲法上の人権を侵害し、民事上所有者でないものに責任を負担させることは、法制度の基本に反する違法なものである。また、従来、野良猫を殺さないで生かすために猫餌やりをし野良猫の命を守り、避妊去勢をし、新たな野良猫を減らす活動がされてきた。改正動愛法は、この「地域猫」活動を、官民一体で行う（付帯決議8項）とし、猫の遺棄、虐待、殺傷を厳罰化した。しかし、京都市条例案は、個人の野良猫餌やりを禁じるが、それは、野良猫への給餌、給水をさせない虐待であり、餓死させる殺傷であり、動愛法の禁じる犯罪を犯させるものである。野良猫の原因は、猫を棄てた人達である。その犯罪を放置して、野良猫を生かす猫餌やりを罰則をもって禁じることは、野良猫の生存をおびやかし野良猫の保護を目的とする動愛法に違反する。また、自己負担で動物の命を守り、避妊去勢をしてきた猫餌やりは、猫嫌いの人達のため、野良猫問題を解決するための活動であるが、条例案は、猫餌やりを排除し、野良猫の命への思いではなく、地域猫活動を妨害するもので、改正動愛法に違反する。京都市条例は、憲法、法律に違反する条例でありこれに強く反対する。動愛法に従って、行政が、野良猫を生かし、ボランティア、地域住民と共同分担をして、全員一致して、早急に野良猫問題をなくす条例をつくることを求める」</p>	女性	一	その他

内容	性別	年齢	居住地
無責任な餌やり定義が明確ではない。周辺環境や住民の愛護意識の程度によって何が無責任なのかは変わる。ある場所では置きエサが大丈夫かもしれないが、ある場所では難しいかもしれない。野良猫に寛容な地域と猫嫌いの人が多い地域でも無責任が違います。所によって状況によって基準や定義変化するような事柄を条例にすることはできません。民法に抵触したり基本的人権を侵害し、違憲の可能性があることを命令したり過料をかけることはできません。罰則を定めながら違反行為の要件が明確でない条例、または許可の範囲が不明確で行政（権力）に幅広い裁量権があるような条例は基本的人権を侵害し、憲法違反となります。市民が自分の行為が違反かどうか予測もできず解釈できないような法律は作ることはできません。不当な罪により罰せられる市民を生み出す可能性があるし解釈する側（京都市）自由に裁量できる（どうにでもできる）と不公平な事態が起きうるので憲法が保障する基本的人権の平等権侵害のおそれもあります。	—	—	—
エサやり禁止条例反対です！野良猫へ餌をやる人に所有権を押し付けることは法的にできません。野良猫は民法上の無主物です。本人が希望しなければ無主物の所有権になることを他人が押し付けることはできないからです。また、その猫に万が一飼い主がいたら飼い主の所有権を侵害してしまうことになります。また無責任な餌やりといつても定義や基準が明確ではないので市民が不当な罪で罰せられてしまい基本的人権の侵害となり憲法違反になるような猫への餌やりについての条例はつくらないでください。なお、無責任な餌やりを禁止すると餌やりそのものが禁止されたと誤解をまねきエサやりする人はマナーやルールを守らず置きエサをしたり猫がゴミをあさったりと逆にまちをよごしてしまいます。観光都市京都として恥ずかしいと思います。	女性	30歳代	京都市伏見区
京都市野良猫への餌やり禁止に罰則条例に対し、基本反対です。定義があいまいで理解できません。市民が自分の行為が違反かどうか予測できず解釈もできないような法律はどうかと思いますし、仮に条例が施行されたとしても取り締まる側にも限界があり不当な罪により罰せられる市民を生み出す可能性があります。また京都市側が自由に裁量できる（どうにでもできる）と不公平な事態が起きうるので憲法が保障する基本的人権の侵害の恐れもあります。条例が制定されると野良猫の里親探しなどの活動をされているボランティアさんたちの大きな妨げにもなってしまいます。	男性	50歳代	京都市右京区

内容	性別	年齢	居住地
「京都市の猫餌やり禁止の条例に反対する」京都市の動物迷惑防止条例案は、野良猫に餌やりをしようとする人は猫を自ら飼養すること、動物に給餌することを禁止する、これらに違反したときは過料（行政罰）の罰則を課す。猫餌やりをしたい人は、「まちねこ支援事業」として、団体を作ること、町内会の同意を得ること、飼養が可能な私有地内に設定すること等を要求する。これは従来のボランティア個人の猫餌やりに不可能な負担を課し、猫餌やりを禁止するものである。野良猫に餌やりを禁じること、野良猫に餌をやることに所有者同様の管理責任を負おうすることは、憲法上の人権を侵害し、民事上所有者でないものに責任を負担させることは、法制度の基本に反する違法なものである。また、従来野良猫を殺さないで生かすために猫餌やりをし野良猫の命を守り、避妊去勢をし、新たな野良猫を減らす活動がされてきた。改正動物愛護法は、この「地域猫」活動を官民一体で行う（付帯決議8項）とし、猫の遺棄、虐待、殺傷を厳罰化した。しかし、京都市条例案は、個人の野良猫エサやりを禁じるが、それは野良猫への給餌、給水をさせない虐待であり、餓死させる殺傷であり、動愛法の禁じる犯罪を犯させるものである。野良猫の原因は、猫を棄てた人達である。その犯罪を放置して、野良猫を生かす猫餌やりを罰則をもって禁じることは、野良猫の生存を脅かし野良猫の保護を目的とする動愛法に違反する。また、自己負担で動物の命を守り、避妊去勢をしてきた猫餌やりは、猫嫌いの人達のため、野良猫問題を解決するための活動であるが、条例案は、猫餌やりを排除し、野良猫の命への思いではなく、地域猫活動を妨害するもので、改正動物愛護法に違反する。京都市条例は、憲法、法律に違反する条例であり、これに強く反対する。動愛法に従って、行政が野良猫を生かし、ボランティア、地域住民と共同分担して全員一致して早急に野良猫問題をなくす条例を作ることを求める。	女性	一	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>条例案中、野良猫への餌やりを制限したり罰則をつけるような箇所をすべて削除して、地域猫政策を問題のある場所に導入する方法で問題の解決をはかつてください。</p> <p>問題部分</p> <p>「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただく」</p> <p>「身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと」</p> <p>「身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき」等</p> <p>理由</p> <p>1) 猫は法で係留義務がないので、野良猫に見えても飼い主がいるかもしれない、自分の飼い猫にせよということはできないうえ、万が一飼い主のいない猫であっても家に連れて帰れということを行政が言えば、民法の無主物の所有権にかかる違法命令になります。</p> <p>2) 無責任な給餌といつても場所や状況によって一律ではなく、そのような曖昧な事柄に行政は命令や過料することは、法の下の平等に反します。基本的人権の平等権を侵害する事態が起こる可能性が高いです。</p> <p>3) 有効性が認められ、条例より制約の少ない方策（地域猫政策）が全国で展開しているのだから問題事例には地域猫導入により解決するべきで、過料するような条例づくりは権力の濫用です。</p>	女性	一	その他
<p>条例案中、野良猫への餌やりを制限したり罰則をつけるような箇所をすべて削除して、地域猫政策を問題のある場所に導入する方法で問題の解決をはかつてください。問題部分「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただく」「身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと」「身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき」等理由 1) 猫は法で係留義務がないので、野良猫に見えても飼い主がいるかもしれない、自分の飼い猫にせよということはできないうえ、万が一飼い主のいない猫であっても家に連れて帰れということを行政が言えば、民法の無主物の所有権にかかる違法命令になります。 2) 無責任な給餌といつても場所や状況によって一律ではなく、そのような曖昧な事柄に行政は命令や過料することは、法の下の平等に反します。基本的人権の平等権を侵害する事態が起こる可能性が高いです。 3) 有効性が認められ、条例より制約の少ない方策（地域猫政策）が全国で展開しているのだから問題事例には地域猫導入により解決するべきで、過料するような条例づくりは権力の濫用です。</p>	女性	一	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>条例案中、野良猫への餌やりを制限したり罰則をつけるような箇所をすべて削除して、地域猫政策を問題のある場所に導入する方法で問題の解決をはかつてください。</p> <p>問題部分</p> <p>「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただく」</p> <p>「身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと」</p> <p>「身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき」等</p> <p>理由</p> <p>1) 猫は法で係留義務がないので、野良猫に見えても飼い主がいるかもしれない、自分の飼い猫にせよということはできないうえ、万が一飼い主のいない猫であっても家に連れて帰れということを行政が言えば、民法の無主物の所有権にかかる違法命令になります。</p> <p>2) 無責任な給餌といつても場所や状況によって一律ではなく、そのような曖昧な事柄に行政は命令や過料することは、法の下の平等に反します。基本的人権の平等権を侵害する事態が起こる可能性が高いです。</p> <p>3) 有効性が認められ、条例より制約の少ない方策（地域猫政策）が全国で展開しているのだから問題事例には地域猫導入により解決するべきで、過料するような条例づくりは権力の濫用です。</p>	女性	一	その他
<p>条例案中、野良猫への餌やりを制限したり罰則をつけるような箇所をすべて削除して、地域猫政策を問題のある場所に導入する方法で問題の解決をはかつてください。問題部分「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただく」「身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと」「身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき」等理由 1) 猫は法で係留義務がないので、野良猫に見えても飼い主がいるかもしれない、自分の飼い猫にせよということはできないうえ、万が一飼い主のいない猫であっても家に連れて帰れということを行政が言えば、民法の無主物の所有権にかかる違法命令になります。 2) 無責任な給餌といつても場所や状況によって一律ではなく、そのような曖昧な事柄に行政は命令や過料することは、法の下の平等に反します。基本的人権の平等権を侵害する事態が起こる可能性が高いです。 3) 有効性が認められ、条例より制約の少ない方策（地域猫政策）が全国で展開しているのだから問題事例には地域猫導入により解決するべきで、過料するような条例づくりは権力の濫用です。</p>	女性	一	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>条例案中、野良猫への餌やりを制限したり罰則をつけるような箇所をすべて削除して、地域猫政策を問題のある場所に導入する方法で問題の解決をはかつてください。</p> <p>問題部分</p> <p>「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただく」</p> <p>「身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと」</p> <p>「身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき」等</p> <p>理由</p> <p>1) 猫は法で係留義務がないので、野良猫に見えても飼い主がいるかもしれない、自分の飼い猫にせよということはできないうえ、万が一飼い主のいない猫であっても家に連れて帰れということを行政が言えば、民法の無主物の所有権にかかる違法命令になります。</p> <p>2) 無責任な給餌といつても場所や状況によって一律ではなく、そのような曖昧な事柄に行政は命令や過料することは、法の下の平等に反します。基本的人権の平等権を侵害する事態が起こる可能性が高いです。</p> <p>3) 有効性が認められ、条例より制約の少ない方策（地域猫政策）が全国で展開しているのだから問題事例には地域猫導入により解決するべきで、過料するような条例づくりは権力の濫用です。</p>	女性	一	その他
<p>条例案中、野良猫への餌やりを制限したり罰則をつけるような箇所をすべて削除して、地域猫政策を問題のある場所に導入する方法で問題の解決をはかつてください。問題部分「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただく」「身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと」「身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき」等理由 1) 猫は法で係留義務がないので、野良猫に見えても飼い主がいるかもしれない、自分の飼い猫にせよということはできないうえ、万が一飼い主のいない猫であっても家に連れて帰れということを行政が言えば、民法の無主物の所有権にかかる違法命令になります。 2) 無責任な給餌といつても場所や状況によって一律ではなく、そのような曖昧な事柄に行政は命令や過料することは、法の下の平等に反します。基本的人権の平等権を侵害する事態が起こる可能性が高いです。 3) 有効性が認められ、条例より制約の少ない方策（地域猫政策）が全国で展開しているのだから問題事例には地域猫導入により解決するべきで、過料するような条例づくりは権力の濫用です。</p>	女性	一	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>条例案中、野良猫への餌やりを制限したり罰則をつけるような箇所をすべて削除して、地域猫政策を問題のある場所に導入する方法で問題の解決をはかつてください。</p> <p>問題部分</p> <p>「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただく」</p> <p>「身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと」</p> <p>「身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき」等</p> <p>理由</p> <p>1) 猫は法で係留義務がないので、野良猫に見えても飼い主がいるかもしれない、自分の飼い猫にせよということはできないうえ、万が一飼い主のいない猫であっても家に連れて帰れということを行政が言えば、民法の無主物の所有権にかかる違法命令になります。</p> <p>2) 無責任な給餌といつても場所や状況によって一律ではなく、そのような曖昧な事柄に行政は命令や過料することは、法の下の平等に反します。基本的人権の平等権を侵害する事態が起こる可能性が高いです。</p> <p>3) 有効性が認められ、条例より制約の少ない方策（地域猫政策）が全国で展開しているのだから問題事例には地域猫導入により解決するべきで、過料するような条例づくりは権力の濫用です。</p>	女性	—	その他
<p>命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。条例作成には大変な労力を費やされることをお察しします。他の自治体のお手本になる様な、素晴らしい条例ができます事期待しております。どうか、よろしくお願ひいたします。</p>	女性	40歳代	その他
<p>「京都市動物による迷惑行為防止条例（仮称）」を制定するにあたり、意見を申し上げます。罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。様々なケースを熟慮していただき、動物にも人にも優しくある京都市でありますよう願っています。</p>	—	—	—

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	京都市伏見区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	50歳代	京都市東山区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	男性	40歳代	京都市右京区

内容	性別	年齢	居住地
罰則付きで野良猫の餌やりを制限するような条例は絶対に作らないでください ボランティアの偏見を助長して活動がやりにくくなり益々野良猫を増やす原因になります また野良猫に餌をやるなら家に連れていけというのは民法に抵触し所有権や財産権の、侵害になり不適切です	女性	30歳代	京都市伏見区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	30歳代	京都市伏見区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	50歳代	—
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	男性	40歳代	京都市左京区

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	—
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	30歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	男性	50歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	20歳未満	その他
京都市動物迷惑行為防止条例（仮称）についての意見を述べさせて頂きます。1) 罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し現在環境省が省令している地域猫活動に対しても（TNRをしてその地域で一代限りの命を見守つて行く）活動が大変やりにくくなり動物たちの生きていく権利を無くしてしまう事になります。虐待にもつながってしまいます。2 「無責任な餌やり」さんに対しては「マナーを守って給餌・給水を行って下さい」という看板を設置する等いくらでも方法はあります。現に東京都などは「猫ちゃん達にえさを与えたあとは周囲に迷惑をかけないようきちんと片付けをして下さい」という可愛いイラスト入りの立て札を各公園に立てています。また定義や基準が明確ではないことで善意の市民が不当な罪で罰せられてしまうなど基本的人権侵害の恐れがありますのでこの条例には断固反対です。3) 野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、大変横暴な意見であり民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。人の命も動物の命も等しく尊いものです。過酷な環境で一生懸命生きている子のためにもどうか餌の片付けや糞尿の被害に関しては上記のことをふまえてご検討下さいますようお願いもうしあげます。	女性	50歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	30歳代	京都市左京区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	男性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	30歳代	京都府内(京都市以外)
罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。人や町の景観が優先されて、自然や動物がないがしろにされている冷たい市という印象を強く受けました。	女性	—	—

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	男性	30歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	40歳代	京都市伏見区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	—	—	—
野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	30歳代	京都市伏見区
野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。地域猫を推進する側では野良猫を作ってしまう環境が悪いと思います。責任をもってペットを飼育するための条例が先でないですか！適正飼育を推進するためにペットを飼っている人たちを行政が把握し、飼育のための教育を行っていくほうが大切だと思います。	女性	40歳代	京都市南区

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	男性	40歳代	京都市上京区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	性	40歳代	京都市伏見区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	京都府内（京都市以外）
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	—	—	—
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>現場の経験上、この条例は、地域猫活動の推進においては、メリットより、デメリットの方が大きいと思います。?のらねこ適正管理の最大の協力者は餌やり 地元の猫情報に通じていて手術費用を負担したり、捕獲に協力したりするのは多くの場合、餌やりです。餌やりは排除するのではなく協力者になってもらうことでのらねこの適正な管理が進みのらねこの数が減り、猫トラブルも減っていきます。?「無責任な餌やり」を禁止すると「餌やり」そのものが禁止されたと誤解されてしまう。町の中でも「餌やり禁止」看板がたくさん貼られ、「餌やり反対」の空氣があるエリアでは猫トラブルは減るどころか悪化していきます。餌やりを禁止すると町の人は「餌やりは悪」と刷り込まれてしまい 餌やりを叱ったり、猫を追い払ったり 自分達は何もしないで全ての責任を餌やりだけに押し付けてしまいます。そうすると餌やりする人は隠れマナーやルールを守らず、置き餌をするようになります。餌やりがわからないと個体把握が難しく、捕獲も難航し、手術費用を負担する人もいなくなります。こういう状況では適正な管理はできません。最大の目的はトラブルの軽減ですから、行政は対立軸を明確にして、町の人同士の対立をあおるのではなく、現場の声を聞きながら、住民にとってメリットになる対策をとっていただきたいと考えます。※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。</p>	女性	50歳代	その他
<p>命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。</p>	女性	60歳代	その他
<p>命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	30歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	30歳代	—
野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	—	—	—
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他
県外ですが、動物保護をしております。罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。また動物への愛情不足から現在の悲しい事件が多々起きている世の中！愛情をもって接し、捨てる人間への罰則を増やすべきだと思います。「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。実際にそのエサやりをしている方の中には避妊や虚勢を行っている方もいます。そして餌をもらっていることによりゴミあさりをしなくなっているのです！また、野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。現状ペットと一緒に住める家が減ってきており、集合住宅でのペットとの生活を見直すべきだと思います！！どうか考え方直してくださいませ。	女性	30歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	男性	30歳代	京都市左京区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	男性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他
「野良猫を餌をやるなら家に連れて行け」というのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になりますから、適切ではありません。また、「無責任な餌やり」の定義や基準が明確ではなく、市民が不当な罪で罰せられてしまう可能性があり、これは基本的人権侵害になりますので、条例には反対です。この条例により、ボランティアへの偏見が助長され、彼らの活動に困難が生じることは、野良猫への対策として真逆の効果を生じさせる可能性が高く、本末転倒かと考えます。罰則つきの条例は作らないでください。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	30歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	20歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	20歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではないので、野良猫への餌やりに関することは条例にしないでください。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他
野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	—	50歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではないので、野良猫への餌やりに関することは条例にしないでください。野良猫だって命ある生き物です。大切な命です。どうか条例をやめてください。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	60歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	50歳代	京都市右京区
野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。 本来、行政がすべきはずの野良猫を増やさないようにする対策をせず、野良猫の世話をするボランティア行為を踏みにじるような条例の制定など断固として許すことはできません。	男性	30歳代	京都市上京区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>条例案中、野良猫への餌やりを制限したり罰則をつけるような箇所をすべて削除して、地域猫政策を問題のある場所に導入する方法で問題の解決をはかってください。</p> <p>問題部分「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただく」「身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと」「身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき」等</p> <p>理由 1 猫は法で係留義務がないので、野良猫に見えても飼い主がいるかもしれません、自分の飼い猫にせよということはできないうえ、万が一飼い主のいない猫であっても家に連れて帰れということを行政が言えば、民法の無主物の所有権にかかる違法命令になります。</p> <p>2 無責任な給餌といつても場所や状況によって一律ではなく、そのような曖昧な事柄に行政は命令や過料することは、法の下の平等に反します。基本的人権の平等権を侵害する事態が起こる可能性が高いです。</p> <p>3 有効性が認められ、条例より制約の少ない方策（地域猫政策）が全国で展開しているのだから問題事例には地域猫導入により解決するべきで、過料するような条例づくりは権力の濫用です。</p>	男性	—	その他
<p>命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。</p>	男性	50歳代	—
<p>命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。</p>	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	—	—	—
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	—	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	男性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	男性	30歳代	京都市下京区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	60歳代	その他
野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。日本を代表する古都である京都でこの様な条例が検討されている事が凄く残念です。	男性	60歳代	その他
※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
東京在住です。今回、京都市が餌やり禁止につながる条例を制定されようとしていることを知り問題点・反対の意見に賛同致しました。 命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。 賛否両論でしょうが、先進国や日本のボランティア団体で取り組んでいる TNR についてや地域猫活動を、また市民が個人的に餌をやるから野良猫が増えるわけではない現状をしっかりと把握して頂きたいと思います。	女性	30歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	30歳代	京都府内（京都市以外）
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	30歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	—	—	—
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	男性	60歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	20歳代	京都府内（京都市以外）

内容	性別	年齢	居住地
はじめまして、野良猫のえさやりきんしについて 野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではないので、野良猫への餌やりに関することは条例にしないでください。強く強く反対します。地域猫活動というものが普及してきています。ひとくちにいえば、野良猫を減らすための活動です。ボランティアが野良猫の去勢手術を自費でだして、これ以上野良猫を増やさないように活動しています。この地域猫活動に大変大きな壁となってしまいます。たくさんの弊害があることを知ってください。お願いします。	女性	20歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	京都市左京区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	50歳代	京都市東山区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	60歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	60歳代	その他
猫へ餌をあげることについて、罰金までを課す条例を作るのは行き過ぎであり、そもそも条例にすること自体、違法だと思われる。14条第1項により、条例は法令に反してはならない。とある中で、少なくとも民法の所有権、占有権に反している（自ら飼養して）。猫への餌やりについては条例化すべきではない。地域猫活動を徹底させることが大事で、獣医師会の協力の下、野良猫への無料不妊措置を推進してほしい。苦情を申し立てる人間の方への啓蒙が手薄なのでぜひお願ひしたい。	女性	20歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	30歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。 ※野良猫への餌やり禁止するなど、何様のつもりですか？ あなた方は神にでもなったつもりですか？ ※海外からの旅行者も多く、観光地として誇れる京都市だと思いますが、そのような条例がまかり通るなら、外国人の友人にも現状を伝えます。特に動物愛護先進国が多いヨーロッパの人たちは、きっと京都市に対する見方が変わることでしょう。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	30歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	50歳代	—

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	20歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	男性	20歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	男性	20歳未満	京都市伏見区
「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり猫への餌やりを条例にいれることには反対です。野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではないので、野良猫への餌やりに関するることは条例にしないでください。	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	一	40歳代	—
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	30歳代	京都市南区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	60歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	男性	30歳代	京都市伏見区

内容	性別	年齢	居住地
★野良猫に餌やりする人は *猫を自ら飼養する という文言を削除してください。法律では(無主物の帰属) 民法 239条-1項 所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得するとなっています。野良猫を飼養するというのは飼い猫にすることです。民法でも「所有の意思をもって」と書いてあるように、所有権を取得して所有者になるためには、本人の意思が絶対条件となります。自分から飼い主になることを希望しない人に対して、第三者がそれを強要することはできないのです。行政が野良猫に餌をやっているだけの人に所有権を与えるとする行為は「行政裁量権の逸脱」の可能性があると思います。なので京都市が条例の中に「野良猫に餌やりする人は猫を自ら飼養する」と書くのは違法行為なのではないでしょうか。	男性	60歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
野良猫に餌をやるからには 家に連れて行けというのは 民法に抵触し 所有権 財産権の侵害になるので 適切ではありません。	女性	40歳代	その他
野良猫に餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し所有権、財産権の侵害にやるので適切ではありません。	女性	20歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>『動物による迷惑の防止に関する条例』における野良猫への餌やり禁止条例の制定を、以下の理由から反対します。</p> <p>1, 条例が違法である可能性のあること</p> <p>a) 京都市では、「まちねこ活動支援事業」によって平成22年から現在までに650匹の猫が不妊手術を施され「まちねこ」になったそうですが、同じ期間で同じく京都で活動する民間のボランティア団体『　　』（野良猫に不妊手術を施す　　）では、その10倍以上の猫に不妊手術が施されました。『　　』で手術されたほとんどの野良猫は、「まちねこ活動支援事業」の条件に当てはまらず、地域猫として餌を与え、管理されています。そのまちねこに認定されない野良猫はいまだ数千匹いると推定されます。この条例を通してしまえば何千匹もの猫を飢死させることになります。これは動物虐待であり、動物愛護法に明らかに反するものです。京都市が掲げる「人と動物が共生できるうるおいのある町」、京都動物愛護憲章にある「動物を思いやりましょう」といった文言にも相反します。</p> <p>b) 条例の「野良猫に餌やりする人は猫を自ら飼養する」という文言に違法性があります。法律では（無主物の帰属）民法239条－1項「所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する」となっています。「所有の意思をもって」とあるように、所有権を取得して所有者になるためには、本人の意思が絶対条件となります。自分から飼い主になることを希望しない人に対して、第三者がそれを強要することはできません。行政が野良猫に餌をやっているだけの人に所有権を与えるとする行為は「行政裁量権の逸脱」の可能性があり、京都市が条例の中に「野良猫に餌やりする人は猫を自ら飼養する」と書くのは違法行為ではないでしょうか。</p> <p>2, 野良猫への事実誤認があるまま駆除対象にしていること</p> <p>「野良猫の糞尿で迷惑している」と感じる原因の多くが、糞尿ではなく未去勢のオス猫によるマーキングの臭いを指します。これは野良猫の避妊、去勢を推進することで解決します。安易な駆除推進、排除の姿勢は憂慮すべきです。</p> <p>以上の点から、条例は、現状の地域猫活動の主旨である“命を大切にする”ことに重視した内容とし、「置き餌をしない・餌やりの後片付けをする等」の餌やりのマナーに対しての条例にすべきものと考えます。</p>	女性	40歳代	京都府内（京都市以外）

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	男性	60歳代	京都市左京区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	—	—	—
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	50歳代	—
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	30歳代	京都府内（京都市以外）

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	京都市西京区
餌やりの禁止は餌やりをしている人の潜伏化を図るだけで、問題の解決にはならない。罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでほしい。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなる。無責任な餌やりといっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがある。野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではないので、野良猫への餌やりに関することは条例にしないでほしい。	女性	40歳代	京都市伏見区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	京都市右京区

内容	性別	年齢	居住地
「人と動物が共生するうるおいのあるまち」の実現を目指すことと、明確に規定しにくい「身近な動物への無責任な餌やり」を禁止はあまり関連がないように思います。既に類似条例を5年間運用した荒川区では「罰則条例導入による(恣意的)迷惑な餌やりへの抑制効果なしは実証済み」であえて今、京都市が条例化する根拠はなく、今、人と猫が共生するまちということでせっかく「まちねこ活動」に取り組まれていることと逆行するように感じます。また、野良猫に餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではないのでしょうか?野良猫への餌やりに関することを条例にいれるのはいかがなものかと思います。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで!※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他
命を差別しないで!※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	-	30歳代	京都市右京区
命を差別しないで!※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。 >From USA	-	-	-
命を差別しないで!※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	30歳代	京都市東山区

内容	性別	年齢	居住地
<p>●条例の原文『・・・野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養していただくか・・・』の箇所についての意見　野良猫へ餌をやる人に所有権を押し付けることは法的にできません。野良猫は民法上の「無主物」です。本人が希望しなければ無主物の所有者になることを他人が押し付けることはできないからです。また、その野良猫に万が一、本当の飼い主がいたら、飼い主の所有権を侵害してしまうことになります。さらに猫を終世飼養するには200万前後の費用が必要ですので、猫を飼うことを強要すると財産権の侵害となります。</p> <p>●条例の原文『・・・無責任な給餌（餌やり）・・・』の箇所についての意見　無責任な給餌（餌やり）の定義が明確ではありません。周辺環境や住民の愛護意識の程度によっても何が無責任なのかは変わります。ある場所では置き餌が大丈夫かもしれませんがある場所では難しいかもしれません。野良猫に寛容な地域と猫嫌いの人の多い地域でも「無責任」の意味が違います。所によって状況によって基準や定義が変化するようなこがらを条例にすることはできません。以上です。他の方のご意見を参考にしましたが、私自身もまったく同じ思いですので、当方の意見として、お伝えさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。</p>	女性	40歳代	その他
<p>命を差別しないでください。命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまいかもしれません。野良猫に対する愛護意識の高い地域でも「無責任」の意味が違います。所によって状況によって基準や定義が変化するようなこがらを条例にすることはできません。以上です。他の方のご意見を参考にしましたが、私自身もまったく同じ思いですので、当方の意見として、お伝えさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。</p>	男性	50歳代	その他
<p>命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまいかもしれません。野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのではなく、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になります。</p>	男性	50歳代	—
<p>命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまいかもしれません。野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのではなく、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になります。</p>	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	60歳代	その他
「無責任な餌やり」の定義があいまいです。定義があいまいになると、餌やりそのものが無責任とみられてしまう危険性があります。「置き餌をしたり、避妊・去勢をしないで餌だけやる」等の形容詞は記憶に残らず「餌やり禁止=迷惑」とだけインプットされます。京都市で支援している「まちねこ」活動にも支障をきたすのではないか?また、餌をやるからには家に連れて行け。というのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切でないと考えます。一度条例が通ってしまうと、周辺地域にも影響を与えかねません。このような危険な条例を制定する前に、もう一度、まちねこ活動の見直しをお願いします。3人以上という条件は人付き合いにおいて、うまくいかないケースが多いです。	女性	40歳代	その他
罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。今、東京オリンピック開催国に相応しい、「動物殺処分0運動」にみんなが賛同しているというのに、世の中の動きと真反対の条例を作ることは嘆かわしいとしか思えません。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなる上に、野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではない。このような条例制定には断固反対です。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしにくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
条令制定に反対します！※ボランティアへの偏見を助長し活動がしくになります※市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり猫への餌やりを条例にいれることには反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではないので、野良猫への餌やりに関することは条例にしないでください。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	60歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	70歳代	京都市伏見区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	30歳代	その他
一人で、励まれている、ボランティアの方も沢山いらっしゃいます。罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例を通されると、ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。また、野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。無責任な飼い主、並びに簡単に遺棄する人を厳しく取り締まるべきです。	女性	60歳代	京都市右京区
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられて しまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害 になるので適切ではありません。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
今回の条例案についての意見です。餌やり禁止に反対します。一般飼養については市は動物取扱い業者ととりちがえているのではないかと思います。理由は下に・・・ <ul style="list-style-type: none"> ・市の主張の「餌やりたくば連れて行け」は所有権および財産権の市による侵害であり、民法に抵触します。窃盗罪、横領罪も無視できません。 ・市の言う所の「無責任な餌やり」の明確な定義なされておらず、誤解や偏見から住民同士の繋がりの断絶、ボランティアへの迫害、地域猫活動の主力である餌やりへの人権侵害が心配されます。 ・本条例は動愛法の第1条および第2条に相反する条例案であるという事が言える ・市の作為が存在するのかどうかは“わからないが”，この条例自体が違法性を有するものと考えられる。手短く書くが、条例と国の法令に関してではあるが最高裁判例（S50.9.10 判決）に寄り検討せしめれば、この条例案は第九十四条および地方自治法14条1項に反しています。個人的には市は無責任きわまりないです。市民同士を争わせ善良な市民を犯罪者に仕立て上げる、餓死や暴力などの虐待を推奨し生命尊重、友愛ならに平和を否定し社会秩序を乱し混乱におとし入れます。殺す事を目的とし、そして「餌やりを禁じて猫を餓死させるのは良い事だ」とする規範は普遍的でなく、社会通念上も異常な条例案であると云わざるをえない。上記の旨、全面撤回を強く求めます。 	女性	40歳代	京都市上京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>地域猫の市民のボランティアの活動における適正化と非実現性の強い現行「まちねこ活動支援事業」の実現性化の改善化</p> <p>今回の条例案の市民の受益とはそぐわないばかりか反する点を現実を踏ました現場の視点から記します。市は地域猫活動というものをほとんど理解せず、表面をなでただけの無知とも言える程度で一般市民ボランティアの妨害もしくは足を引っぱる条例案を作成されると云えます。現実的にはボランティアを支え猫達に対して寛容な町をつくる条例であるよう思います。</p> <p>○ナンセンスとしか思えない罰則付きで野良猫への餌やりを制限する条例は作らずボランティアをより支援するよう改めて下さい。</p> <p>○「無責任な餌やり」の定義や基準が不明確で市民が不当な罪で罰せられてしまいます。基本的人権の侵害の恐れが極めて強く野良猫の餌やり禁止を条例から外していただきたい。</p> <p>○野良猫に餌をやる以上は家に連れ帰れと云えば（市が法に暗いとしても）民法に抵触し所有権、財産権の侵害にあたり、適切なものではありません。</p> <p>○一般飼養者ばかりに厳格化を強制せず昨今問題となった動物取扱い業者をもっと管理、徹格化する事を求めます。（本末転倒ですよ全てが・・・・）</p> <p>私どもには長年市役所を勤め終えた者がおります。管理の軸なども任せられ充実した日々を役所と共に歩んできました。このことをふまえ、あまり市民をないがしろにし、バカにする様な市政のあり方ではいざれ市はその無責任さを含め多くの市民の知る所となり、問われますよ。以上のことで、これら本条例のもととなつたであろうと教えられる一般飼養者、市民ボランティアを愚弄したるものであると感じざるを得ない条例案の再考および野良猫への餌やり禁止に関することは全文削除することを求めます。</p>	女性	一	京都市上京区
<p>命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。</p>	男性	30歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
命を差別しないで！※罰則付きで野良猫への餌やりを制限するような条例は作らないでください。ボランティアへの偏見を助長し活動がしくくなります。※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。※野良猫を餌をやるからには家に連れて行けというのは、民法に抵触し、所有権、財産権の侵害になるので適切ではありません。	女性	40歳代	その他
【京都市の問題の案】野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただとか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますようお願いします。○ 身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと。◆ 勧告・命令 ○ 身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき。上記の案に対して野良猫への給餌は人として当たり前の行為です。市の基準に合わなければ迷惑行為とみなし、野良猫への給餌を禁止し排除（殺す）することは動物愛護法に反するものです。このような猫餌やりを迷惑行為に当てはめようとする背景には、行政はじめ、市民の多くが従来の行政の間違った指導により「餌やりは悪いこと」と思い込んでいること。餌やりをしなければ野良猫は餓死するのみ。殺すことと同じだという認識が低いことが挙げられます。野良猫問題のほとんどが、「置きエサ」によりテリトリー外の猫が集まってきたり、残飯で周囲が散らかったりすることです。禁止するのではなく、餌の与え方を指導することは必要と考えます。世の中に、無責任な給餌などありません。自腹で餌を買い与え、猫たちの命を繋いでくれているのです。餌やりさんたちに敬意を表し、餌やりを奨励することにより野良猫を慈しむ心を育むことが必要と思われます。京都市の案は、飢えた猫を増やして問題を増加させるだけ、地域猫活動の根本である餌やりに条件をつけることは地域猫活動を阻むことになります。市民や猫に対して迷惑をかける上記の案は削除が妥当です。「餌やり奨励」で意識改革をすることが地域猫を発展させる早道と考えます。	女性	40歳代	その他
餌やりさんを排除するのと、餌やりを止めさせて猫を餓死させる事は、全く別問題であり、これは動愛法一条二条に反し、結果、憲法94条や地方自治法14条1項に反するからです。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
家のないネコへの餌やりは、ボランティアが行う適切な行為と無責任な餌やり行為とどう区別するのでしょうか。すべての餌やりを禁止し罰則を設けるというのはおかしいし、分別を持たないいかにもお役所仕事です。餌をやるなら自宅で飼養しろなどというのは、すべてのボランティアがそうできることならそうしたいと思っていることで、できないから不妊手術を施したうえでの餌やりを行っているのです。そんなことをいうなら行政主体のシェルターを建設すべきです。動物愛護法の基本理念に反する京都市の条例に反対します。そのような条例ができれば、ボランティアの活動にも支障をきたします。こんなくだらない条例を作る前に、行政として、市民への啓蒙啓発活動を行い、無責任な餌やり行為と、命を大切にする適切な餌やり行為を区別して、適切な餌やりを推進していくべきです。	女性	40歳代	その他
餌やりの方を排除するのと、餌やりを止めさせて猫を餓死させる事は、全く別問題であり、これは動愛法一条二条に反し、結果、憲法94条や地方自治法14条1項に反するからです。	女性	30歳代	その他
京都市ではまちねこに認定されない野良猫が数千匹いると推定されこの条例を通してしまえば何千匹もの猫を餓死させることになるというお話を目にしました。これは動物虐待であり、動物愛護法に反するものではないでしょうか。京都市ではまちねこ活動支援事業でH22年から現在までに650匹の猫が不妊手術されまちねこになったそうですが同じ期間で民間のボランティア団体ではその10倍以上の猫に不妊手術が施されたということ。これは地域猫活動をしているボランティアの力が大きいと思えます。京都市のまちねこ活動支援事業が支えられていると考えていいのではないでしょうか。民間ボランティアで手術されたほとんどの野良猫はまちねこ活動支援事業の条件にあてはまらず 自宅では飼うことができないのでしかたなく地域猫として餌を与え管理されているのです。その善意の力を排除してしまうような条例には反対します。ボランティアの多くは野良猫を減らすための努力をしているのです。一代限り、生まれたからにはその命を大切にしようとしているのだと思います。仏閣の多い京都で、不必要的殺生、命を大切にできないような条例は観光都市としても恥ずかしいものだと思います。もちろん、捨て猫、無責任な餌やりに対しての指導や条例は必要ではありますが、地域猫活動、TNR活動が認知されつつある今、原案が良い案であるとは思えません。そのあたりを現場のボランティアを交えて再考してしいと思います。	女性	40歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>野良猫餌やり禁止条例に反対します！！ 私は以前は野良猫に興味なかった。しかしある日、10匹も子猫がいるのを見て、放っておいたらごみを荒らすし近所の人が困るだろうと思い自腹で避妊手術をして餌やりを始めたのです。私たちの活動はただの餌やりではなく京都市がいう「野良猫をなくすこと」なのです。だから私たちの活動を認めるべきです！！認めないとしたら京都市に住民税を納税せず他府県に納税します！野良猫に餌をあたえなければ家に連れて帰れというけど、野良猫を捕獲するのにどれだけの時間を要するか知っていますか？大変な作業なのですよ！捕まえても猫を飼えないマンションや借家に住んでいる人はどうするのですか？死後世話をする人のない老人はどうするのですか？ 京都市が責任もっててくれますか？「まちねこ支援活動」についても、野良猫のいる地域に住んでいないとまちねこ支援活動はしたくともできません。ではどうしたらよいのか？市は野良猫を放っておけといふのか？だれが避妊手術して野良猫を減らしていくのか？放っておいて殺せというのですか？！放っておいても野良猫は自分のねぐらから離れていませんよ。ゴミをあさってでも何としてでも生きていきますよ！動物を見殺しにするというのならそれは動物愛護法に違反しているじゃないですか！！外国人にこの条例についてどう思うか聞きました。「バカげている。こんな法律きいたことない」と吐き捨てるよう言いました。動物に寛容な先進国の人たちから京都は遅れた野蛮な街で市民は心の温かさ寛容さがないとまでいわれているのです。京都には失望したとまで言われましたよ！世界中の笑いものです。恥です！犬猫は遠い昔から人間とともに暮らしてきて多く人を癒してきました。今も毎朝野良猫に癒されて仕事に励めるという人もいるのです。こんな問題になるのは猫を捨てる人がいるからです！！彼らをもっと厳しく罰するような法律を作るとか猫を飼うことに当たり登録制にするとか大元を管理することの方が大事です！</p>	一	50歳代	京都市左京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>増える地域猫としてこれ以上増やさないように不妊去勢をした猫達が餌やり禁止と成れば餓死して動物愛護法にも違反します!!餌が無ければ確実にゴミを荒らし食べます。そのような事が無いように猫が増えて無いか確認しながら餓死しないように見回っています。雨の日も雪のふる寒い日も餌を与えたまでは嫌いな人は増えると言うが既に繁殖制限をしないから増えているのです。このまま放って置いたら膨大な数へと産み続けるので皆東京のように野良猫の不妊去勢手術の無料化が進んで無いので皆自腹でしている現状です。私達も地域として東京のように不妊去勢をしてこれ以上増えないように見守り餌パックなど散らばないように片づけしています。問題なのは地域の理解を得る為にも不妊去勢を施しているにも関わらず繁殖制限もせず平気で捨てる人の指導を徹底してほしいですね!!不妊去勢した猫達は何年経っても増えない事を理解してほしいですね。不妊去勢出来ないどうしたら良いかと増やしている人には役所と猫ボランティアスタッフと連携しながら問題の解決にあたるように希望します。皆ボランティアが費用を負担し手術した猫達ばかりです。このパブリックコメントのメンバーには動物愛護で活躍している人の意見も取り入れるべきです。猫の不妊去勢の進んでいる地域は保健所に持ち込まれる生まれて間もない仔猫の持ち込みも少ないと聞きます。殺処分は安楽死でなく炭酸ガスで苦しみながら死んでいくと聞きます!!</p>	女性	30歳代	京都市南区

内容	性別	年齢	居住地
<p>リーフレットでは「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただかずか、又は、『まちねこ活動支援事業』に沿って、適切な管理の下で実施いただきますようお願いします。」となっていますが、「まちねこ以外に餌やりするなら自ら飼養せよ、まちねこ以外への餌やりは無責任」とする、この条例であれば、まちねこの条件に満たない、まじめで純真な個人ボランティアの芽を摘むことになり、何千匹もの猫を飢死に追い込み、動物愛護法に抵触する可能性があると考えます。また「身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと。」とありますが、これは「身近にいる動物に対し、置き餌や残飯ごみを放置したりしてはならないこと」に修正してください。勧告・命令の欄の「身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき。」を「置き餌、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき」に修正してください。何故なら、京都市では、「まちねこ活動支援事業」でH22年から現在までに650匹の猫が不妊手術を施され「まちねこ」になったそうですが、同じ期間で民間のボランティア団体『　』では、その10倍以上の猫に不妊手術が施されています。これは民間ボランティアによって京都市の「まちねこ活動支援事業」が支えられているということであると思量致します。これらの野良猫は、「まちねこ活動支援事業」の高度な条件（2名～3名の活動団体を作る＊町内会等の同意を得る＊猫の管理办法（猫用のトイレの設置など）を決める）に当てはまらず、また自宅では飼えないので仕方なく地域猫として餌を与え管理されている状態です。京都市には、まちねこに認定されない手術済の野良猫が数千匹いると推定されるのです。それを直ちに「まちねこ以外に餌やりするなら自ら飼養せよ、まちねこ以外への餌やりは無責任、過料とする」というこの条例を通すと言うことは、繰り返しになりますが、まちねこの条件に満たない、まじめで純真な個人ボランティアの芽を摘むことになり、何千匹もの猫を飢死に追い込む事になるのです。また無責任な餌やり禁止とせずに「置き餌禁止」と明記しなければ解釈でトラブルになる可能性もあるとおもいます。</p>	女性	50歳代	京都市山科区
<p>条例の制定趣旨と思える箇所に「のら猫のふん尿の苦情対策にあり、その解決策が何よりも野良猫をなくすことです」との明文がある。この出发点の考え方そのものが極めて短絡的、弥縫的である。</p> <p>理由　（1）従前よりの「殺す行政」を繰り返しても棄てる奴がいる限り野良猫のなくすことなどできはしないであろう。</p> <p>（2）「殺す行政」から「生かす行政」へとする動物愛護管理法の方の趣旨を故意に殺却するものである。</p>	男性	60歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
まちねこにする条件が厳しいため、本条例は実質は野良猫への餌やりを禁じるものとなっている。餌やりをした人を罰するという方法で、野良猫を餓死に追いやり、駆逐しようとしている。京都からアニマルポリスを誕生させようとしているタレントさんの記事を以前読んだが、タレントさんががんばっても、京都市がこのような条例を作るようでは、京都のイメージは下がってしまう。地域猫活動を成功させている都市を見習うべきである。動物愛護とはかけ離れた内容の条例であり、動物愛護の法律に反していると思う。表面的には動物愛護をうたい、実際は野良猫を殺そうとしている。本条例制定に強く反対する。	女性	30歳代	その他
『犬猫のふん尿被害』『野良猫のふん尿に係る苦情などが、本市にも数多く寄せられておりますが、この問題の解決策は、何よりも野良猫をなくすことです。』条例制定の基本思想に、野良猫さえいなくなれば、ふん尿の苦情が市に寄せられることがなくなるのだ というのが明瞭に読み取れます。しかしながら、棄てる人間がいる限り、野良猫がいなくなることはないという視点が全く見受けれない。このたびの条例制定の趣旨、精神は、改正なった動物愛護管理法の制度趣旨を、故意に没却せんとするものであり、極めて、下劣なものと思います。また、京都という地域の特性をも、その論拠にも謳うのであれば『なくす』という視点ではなく、京都であるからこそ、『日本の伝統と風土を代表する土地として、小さな命を生かし、慈しむ』 のだという視点が全く表現されていないのは、日本人として、極めて残念であります。私からのご提案がござります。『認知症や介護・看護・医療費負担増などの高齢者問題の解決策は、何よりも老人をなくすことです。』今後は、京都市はそのように主張なさったらいかがでしょうか。以上	男性	60歳代	京都市南区
意見 猫（身近な動物）への餌やりに関する記述を全て削除するよう求めます。 理由 動物愛護法に違反します。餌やりの仕方、糞尿問題は、あくまで「まちねこ支援事業」の一環として指導、啓発するものと考えます。	女性	—	その他
飼い主のいない猫達は、捨てる人間が悪いのです。猫達を捨てる人を罰するべきです。えさやり禁止は動物愛護法違反です。えさをやっている人達は、去勢手術もお金出し合って（自費）で行っているから、苦情件数も減り猫の数も減っているではありませんか。 こんな、ばかりた条例を制定すると他府県から「京都市はひどい」と言われますよ。 条例の制定には反対します。	—	40歳代	京都市西京区

内容	性別	年齢	居住地
命ある動物に対しての動物愛護法にも違反するこの条例には断固反対です。動物と共に生きる世の中に相反するこの条例が万が一施行されたら、街のあちこちでお腹をすかせた路上で生活を余儀なくされているやせ細った動物たちがお菓子などをくれる観光客に寄ってきます。まずお菓子は動物たちの健康を害するものが多く、そこかしこで病気になった動物が発生します。それは人間に移る病気の可能性もあるかもしれません。外国人（特にEUでは動物との共存が当たり前です）にはそのような動物たちがどう写るでしょうか…イメージダウンは免れません。いまだ生体販売、殺処分のある動物愛護後進国の日本はさらに後退していくことになります。私自身、2度と京都に行くには慣れませんし、友人の外国人には京都行きを勧めません。まずは共存を考えたて政策を練ってほしいと思います。	女性	50歳代	その他
猫は糞尿を土に埋めます。何ら問題ありません。生きている動物に餌やりを禁止し餓死させるのは、動物愛護法に抵触します。動物愛護に反する条例を作るなど、先進国として恥ずべきことです。断固反対します。	女性	40歳代	—
この条例には反対です。事情がありどうしても飼養出来ない方もいる。はじめて責任を持ちまわりの方に迷惑がかからない様、細心の注意を払いボランティアされている方もたくさんいる。今回の条例が通ると何千匹もの猫が飢死に追い込まれることになり動物愛護法に抵触する可能性があり京都市にふさわしくない条例の文面に対し再度検討する必要がある。又、この様な条例を制定するのであれば、もっと現状を調べなくてはいけない。	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>く該当箇所>全体についてく意見内容>「動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」は廃案にし、動物愛護に関する条例を制定すること。く理由>先だって改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」では、「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。」と定め、国民の動物愛護意識が高揚するように、「この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する」と謁っている。一方、京都市涉が討中の「動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」骨子では、動物愛護や習性に何ら配慮することなく、「ふんの取り締まり」「餌やりの取り締まり」「多頭飼育の届け出」のみを義務づけ、動物を「まちの美観を損なわせる存在」としているに等しい。このことは、まさに、「動物をモノと同一視している」の姿勢を露呈するものであり、明らかに、動物愛護法の理念と目的に反している。骨子は、ただただ人への迷惑の防止に終始し、肝心の動物愛護に関する規定は全く設けられていない。これでは、「犬猫はふん尿をするから汚いもの。まちの美化のためには、犬猫を排除しても良い」などといった、犯罪を誘発しかねない極めて危険な認識を、行政自ら市民に植え付けようとしているのも同然である。動物虐待を発端とした凶悪犯罪が後を絶たない現状にあって、今、急務とされているのは、行政が率先して動物愛護の普及に努め動物虐待を厳しく取り締まることであり、それによってはじめて、社会的秩序と安全が保たれ、人間の命が尊ばれる福祉社会を実現することができるのである。骨子のように、動物愛護法の理念に反する内容を条例として提案することは、市民の動物愛護意識を低下させ、さらなる動物虐待の温床を作ることに他ならず、決して容認できることではない。このような形のまま、同条例が制定、施行されることになれば、市民の動物愛護意識と社会的モラルを著しく低下させ、ひいては、動物虐待などの犯罪をも誘発しかねない。国際都市・京都ならば、このような文化水準の低い条例を制定して、世界中の人々を失望させるのではなく、先進諸国の法律にも見劣りしない、命に優しい条例を制定し、各国の模範となるべきである。よって、動物愛護に反し、京都市民の低モラルを国際社会に喧伝するような、「動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」は速やかに廃案にするべきと考える。く該当箇所>○所有する犬又は猫についてマイクロチップ等により所有者の明示に努めること。く意見内容>骨子のとおり、努力規定にとどめるべきである。く理由>マイクロチップは装着費用の高さなどもあることから、所</p>	男性	一	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>有者明示の方法として、首輪の装着がもっとも一般的な方法となっていると考える。しかし、猫は狭いところに入り込んだりするため、首輪が何かに引っかかり首吊り状態になって死亡するという事故が起こる可能性は大いにあり、なかには首輪等の異物をつけることでパニックになったり、ストレスから皮膚病等を発する個体もいる。実際このような理由から、あえて首輪を付けない飼い主もいる(首輪をつける場合は、一定の力が加われば留め金が外れる、ゴム製でひつかかっても伸びて猫が抜け出せる、といった安全設計のものにしなければならない)。よって、猫の所有者明示は、義務付けすべきではなく、今回の条例骨子で「努めること」と努力規定にとどめていることは妥当と考える。〈該当箇所〉</p> <p>○猫の室内飼養(外に出さず室内で飼うこと)に努めること。く意見内容</p> <p>>骨子のとおり、努力規定にとどめるべきである。〈理由〉猫の中には、室内に閉じ込められることで大きなストレスがかかる個体もあり、特に外で暮らした経験のある猫には、室内飼養を拒絶するタイプが多く、室内飼養を一律に求めるることは、条例で虐待行為を促すことにもなりかねない。さらに、猫の室内飼養や所有者明示を市民に徹底させようすることは、飼い猫と野良猫を区別し、本来、平等である命の差別化を助長することにもなる。猫は、飼い猫であれ野良猫であれ愛護動物に規定されており、虐待すれば罰せられるが、中には、「野良猫ならば虐待したり殺しても構わない」と思っている人も未だにいる。それどころか、自治体の中には、「野良猫は捕獲して保健所に持ち込んでも良い」などと、違法行為を市民に助言しているような意識の低い自治体もあるほどである。このように、日本の動物愛護意識の低い現状で、飼い猫と野良猫が区別されることになれば、野良猫を狙った動物虐待犯罪が増加するのは明らかである。〈肢当箇所〉「犬の外出は運動のため。」く意見内容</p> <p>運動に限定せず、犬の外出・散歩の意義をきちんと説明すること。く理由</p> <p>>犬の外出には、運動以外に他の犬や人に慣れさせる社会化、ストレス解消等、さまざまな目的、意義がある。犬の習性からも、散歩は不可欠なものである。運動だけに限定してしまうと、「それならば室内で運動させればいい」など犬の散歩への無理解が広がる恐れがある。その一方で、犬への配慮を欠いた外出を見かける。例えば、飼い主が自転車に乗り、小型犬をリードで引っ張り、無理やり走らせているような行為。また、アスファルトが灼熱の真夏日の午後に外出させようとするのも犬には過酷であり、一種の虐待と言える。そのような場合には犬に負担をかけないよう、暑さがやわらぐ朝や夕方に外出するなど、暑さ寒さなどにも注意しなければならない。外出といつても、やみくもに外に連れ出せばよいというものではなく、それは動物のためになされるべきものであると認識し、犬の体調に配慮した適正な外出を行うことが最も重要で</p>			

内容	性別	年齢	居住地
<p>ある。それには飼い主への指導も必要不可欠と考える。〈該当箇所〉○犬又は猫の多頭飼育時に届け出ること。(生後 91 日以上、犬 5 頭以上、猫 10 頭以上又は犬猫合わせて 10 頭以上)〈意見内容〉届け出の義務は謀さないこと。〈理由〉多頭飼育が不適正飼養や周辺環境への問題につながりやすい、またそういった問題が発生していることは事実と考える。しかし、具体的な頭数で届出制等の規制をかけることは明確な根拠がない。10 頭以上は問題で、9 頭なら問題ないのか、といったことになってしまう。また、1 頭でも不適正飼養や周辺環境への問題に繋がっているケースも多々ある。さらに、むやみに規制をかけることは、動物保護のボランティア活動を行っている人たちの活動に支障の出る恐れもある。</p> <p>〈該当箇所〉○身近にいる動物に対し無責任な給餌(餌やり)をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと。〈窓見内容〉この規定を設けないこと。〈理由〉餌やりを規制することは、「地域猫活動」を妨げることになる。地域の野良猫たちに不妊去勢手術や定期的な餌やりを行うことで、野良猫を減らし、ゴミ荒らしなどを防いでいく、といった「地域猫活動」が全国的な広がりをみせているように、「野良猫の増加」「猫のふん尿」などの問題は、動物愛護を基盤にした、地道な息の長い地域ぐるみの取り組みによってしか、根本的な解決の道はない。横浜市磯子区、東京都千代田区や新宿区のように、行政と連携した本格的な活動を行う市民グループも増えているが、このような取り組みも元をたどれば、一人、二人の市民による取り組みが発展したものである。貴市においても、「まちねこ活動支援事業」を実施されているが、「3人以上の活動団体を作る」「町内会等の合意を得る」等ハードルの高い内容になってしまっている。「地域猫活動」の捉え方は様々である。また、たとえば「地域住民には話してはいないが、自分のできる範囲で不妊去勢手術だけ行う」「給餌給水や排泄物の処理はできないが不妊去勢手術だけ行う」といった取り組みをして市民もいる。これらも野良猫の削減につながる貴重な取り組みである。ところが、骨子では、「まち猫活動支援事業のルール通りに行わない地域猫活動」=「違反行為」としており、つまりは、上記のように「自分のできる範囲で」と野良猫の数を減らすために貢献してくれている市民を「違反者」「犯罪者」とするもので、到底容認できない。野良猫を減らすための活動は、ボランティアで行われている活動に大きく依存しているととからも、できるだけボランティアを増やすためには、その取り組みを細かく規定しすぎてハードルをあげたり、厳しく縛りつけるべきではない。万が一、今回、この条例が制定されたなら、「地域猫として世話をしている猫がふん尿をしているからと、責任を負わされることになるかもしれない」、「地域猫の活動を理解せず、快く思っていない人から市に通報かもしれない」といった</p>			

内容	性別	年齢	居住地
<p>精神的重圧から、活動から手を引く人が出てくるに違いない。この餌やり規制は、地域の市民活動を阻害するだけである。〈該当箇所〉 ◆指導 ○犬の散歩時にふん回収用具を所持する義務に違反したとき。◆勧告・命令 ○身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき。◆過料○上記の勧告・命令に違反したとき。○犬が散歩時にしたふんを回収する義務に違反したとき。○犬又は猫の多頭飼育時の届出を怠ったとき。○違反行為に係る施設などへの立入調査、回答を拒んだとき。〈意見内容〉 この規定を設けないこと。〈理由〉 まちの美化を守ることは大切な理解するが、同条例によって、「飼い犬のふんの放置は条例違反」「野良猫への餌やりは条例違反」などとなれば、つまりは、貴市が多く市民を犯罪者に仕立て上げることになる。「あなたは飼い犬のふんを放置しているから、犯罪者だ」「条例違反だから、市に通報します」というような空気が市内に広がれば、近隣住民同士の喧嘩・トラブルが発生し、住民同士がぎくしゃくした、暮らしにくいまちとなってしまう。看板の設置、チラシ回覧と広報誌での呼び掛け等、これまで実行してきたであろう対策をさらに充実させ、他にも様々なアイデアを出し、平和的に解決すべきで、条例を持ち出して市民を束縛したり、押さえつけるような方法を取られるべきではない。</p>			
<p>に住む50代女性です。猫の餌やり、確かにご高齢の方で無責任に猫を増やし、近隣住民の方に迷惑をかけているケースはあります。しかし、今動物愛護法では猫に餌をやってはいけないと明言することはできないはずです。動物愛護団体さんで、猫のTNRをして、これ以上かわいそうな命を増やさないように。殺処分にならないように、頑張っていらっしゃるところがたくさんあります。本来このような活動は行政がすべきことだと思っていますが、みなさん身銭を切って活動されています。動物愛護団体さんの中にも、行政の意見を聞かず、やみくもに攻撃していく団体さんもないわけではありません。是非、連絡協議会を作って、是非信頼できる動物愛護団体さんをみつけることをお勧めします。動物愛護は住民、愛護団体、行政が一体となって進めていくことが、一番理想的です。どうぞ、迷惑行為防止条例で猫の餌やりを禁止する前に、人にも動物にもやさしい京都市でありますようご一考ください。京都のような歴史的価値もあり、世界的にも有名な大都市が、こんな条例を可決してしまったら、日本はもとより、世界各地の過激な動物愛護団体からバッシングを受けることは目に見えています。どうかそのようなことにならないためにも、条例を制定することなく、穏やかな解決方法がみつかりますように。京都を愛する一市民としてご意見申し上げます。</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
野良猫の餌やり禁止条例に関する意見 まず、市が承認認定した餌やりとは具体的にどんな人に？団体？個人？どんな給餌方法？捕獲から避妊去勢手術迄のプロセスは？手術費用の出所は？術後、地域猫として地域住民にしっかりと認定されているのか？以上等のことが市民全体に十分な説明がなされているのか？時代錯誤も甚だしい！糞をするから餌を与えるな！餌を与えなければ餓死してしまうという動物愛護法に反する条例が施行されようとしています。餌やりさんの多くは、個人で人目を恐れ陰に隠れてやっている方が殆んどといつても過言ではありません。そういう方達を、行政が全面的にバックアップして、堂々と表に出て意見交換が出来るようになって、初めて人と動物のより良い共生が生まれるのではないか？今の条例が施行されれば、たくさんの猫が餓死させられ、環境省の掲げる処分数を減らす目的だけの法律になってしまいます。何よりも野良猫は身勝手な人間によって作られたのであって、自然発生したものではないことを今一度原点に戻って考えるべきです。無責任な飼い主を厳罰に処することの方が本来やるべきことではありませんか？アニマルポリスに準じた制度を発足させることもやる気があれば条例ができる筈です。日本の文化遺産を集約した世界的にも知名度抜群の京都市が、動物に優しい街作りをされていることは批判するものではありませんが、今回検討中の条例が世界中の人々に揶揄される様なものであっては残念です。何をどうしたら本物の優しさに繋がるのかを熟考いただき、遺産と共に世界に誇れるような動物行政を推し進めていただきたく切にお願い申し上げます。	女性	60歳代	その他
京都市ノラ猫餌やり禁止条例に反対！猫は動物愛護法で愛護動物に指定されていて給餌をしないのは動物虐待に当たると動物愛護法に定められています。	女性	40歳代	その他
京都市の野良ネコ迷惑防止は法律いはんです。ねこはもともとは人間が自分の勝手で野良ネコにしたのです。エサやりをやめればもと飼いねこなど自分でごはんをたべることができず死んでしまいます。これは、動物愛護の法律にあたると思います。	男性	40歳代	京都市山科区
猫の餌やりを禁止することは猫を餓死させることです。動物愛護法に違反する。この禁止条例に反対する者です。むしろTVの媒体などを使い人と動物が共生できるうるおいのある町をかかげるべきではないでしょうか。	男性	60歳代	京都市左京区

内容	性別	年齢	居住地
<p>「京都市動物による迷惑の防止に関する条例について、以下のとおり意見を申し述べます。第1 結論所有者のいない猫に対する餌やりについて、罰則をもって禁止することは相当でないと思料します。第2 理由1 動愛法および基本指針違反動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動愛法」といいます。）第5条に基づき作成された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成25年環境省告示第80号。以下、「基本指針」といいます。）のうち、第2－2－（3）②アにおいて、「住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進」するとされ、行政機関は地域住民に対し、地域猫対策に関する指針を示すことが求められています。この点に関し、東京都は、基本指針ができる以前の平成17年4月に「『飼い主のいない猫』との共生をめざす街ガイドブック 問題解決の2ABC」を作成しています。その巻末のQ&Aには、次のような記述があります。【2 エサやりを禁止すればよいのでは？猫の問題は、無責任なエサやりが発端になっていることが多いのは事実です。しかし、単純にエサやりを禁止しても、感情的な対立となり隠れてエサをやるようになるだけで、問題は解決しないことが多いようです。また、エサを与えないようにすると、猫はエサを求めて、ゴミを荒らしたり屋内に侵入したりして、被害が周囲に拡散することも考えられます。「飼い主のいない猫対策」が行われているところの多くは、不適正なエサやりをしていた人と話し合いを重ね、不妊去勢手術の終わった猫が寿命を全うするまで、ルールに従ってエサや糞などの管理をする、という役割を担ってもらう方法をとっています。】京都市においても、上記東京都作成のガイドブックないし独自に作成したガイドラインに従って、無責任な給餌行為をしていた住民と、その近隣住民らとの話し合いを促し、場合によっては両者の調整を図るべきといえます。しかしながら、そのような段階を経ることなく、いきなり、無責任な給餌行為をした者を対象として、命令に従わない場合の罰則（過料は刑罰ではなく行政罰ではあります、罰則といえます）を伴う条例を制定することは、動愛法の授権に基づき作成された基本指針の定めに明らかに反するものです。よって、本条例案5条は、動愛法5条ないし基本指針という法令に違反するものと思料いたします。2 本条例の誤解によるトラブル多発のおそれ動物に対する給餌行為自体は何ら違法でなく、それ自体によっては、民事上、刑事上のいかなる責任も発生しないことは、当然のこととして理解されていると存じます。3 ところで、本条例案は、無責任な餌やりを禁止するというものの、なにをもって「無責任」と定義するか不明であ</p>	女性	一	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>り、およそ全ての給餌行為が違法であるかの誤解を市民に生じさせるおそれがあります。貴市としては、あくまでも異常な給餌行為のみを規制するものであり、それに含まれない大多数の適正な給餌行為を規制するものではない趣旨と思われますが、現実的には、一般市民に対し、本条例の趣旨や内容を正しく周知させることは極めて困難と考えます。そのため、「所有者のいないねこに対する給餌行為はすべて違法であり、即刑罰の対象になる」かのような誤った理解をする市民と、正しい活動としての給餌行為をしているボランティアとの間で無用の争いが生じるおそれがあります。実際、平成 年に で同趣旨の条例案が公表された際に、① が条例案を発表した 月 日の翌日、地域で猫を世話するグループ3人が、近くの男性から「罰金刑ができたから、写真を撮って警察に通報してやる」と脅されたり追いかけられたりした。②別の女性は 月上旬、 の公園で猫に餌を与えていたところ、ホームレス風の男性に水をかけられた。③数日前には、 の女性が猫に餌をやっていたところ、小学生数人から「餌をあげてはいけないんだよ」ととがめられた、という新聞記事が掲載されました。さらに、京都市民に止まらず、全国民に同様の誤解を生じさせるおそれがあり、それはすなわち、適正な給餌行為をしている全国のボランティアをトラブルに巻き込む可能性があることを意味します。本条例案が成立した場合の悪影響は甚大というべきです。</p> <p>3 「地域猫活動」を後退させる危険性等率直に申し上げて、行政機関は、所有者のいない猫の問題について、実効性のある解決策を持ち合わせていないのが現状であり、唯一、地域住民または民間団体の協力の下、「地域猫活動」が定着しつつあります。しかるに、本条例案は「所有者のいない猫に対する給餌行為」を規制の対象に含めていますが、その結果、現在地域猫活動の確立に取り組んでいる地域住民や民間団体を前記のようなトラブルに巻き込み、また、トラブルをおそれて活動を萎縮させるおそれがあります。そして、ある地域で活動が萎縮し、地域猫に適切な給餌が十分行われなくなった場合であっても、猫は同じ場所に居座って死を待つわけではなく、餌を求めて隣接する自治体に移動していくため、ある自治体において猫に対する給餌行為を規制（ここでいう「規制」には、本条例案のような、事実上の萎縮効果を及ぼすおそれのある規制を含みます。）しても、隣接自治体ないしその地域住民に地域猫活動の負担を押しつけるだけです。以上のとおり、万が一、本条例案が制定された場合、ようやく全国に広がっている「地域猫活動」の妨げになるばかりか、この活動を後退させることは目に見えて明らかであり、市民運動を阻害するものといわざるをえません。また、貴市において所有者のいない猫問題が解消されたとしても、その結果、隣接する自治体の負担は増大するのであって、全国的な視野</p>			

内容	性別	年齢	居住地
に立ってみれば、問題は何ら解決していません。貴市においては、かかる所有者のいない猫問題およびその唯一の対策である「地域猫活動」に関する全国の情報を十分ご調査いただき、その広がりをご認識いただいた上で、それでもなお、「地域猫活動」、民事調停、場合によっては公害紛争処理制度等の紛争解決手続の利用による解決では不十分であり、行政による勧告・命令・過料といった手続による解決を相当とする本条例を制定しなければならないかについて、あらためて検討していただく必要があると思料いたします。			
飼い主のいない猫たちに餌やり禁止を条例にすると言うことに大反対です。 餌やり禁止は、動物愛護法第44（罰則）で、犬、猫の食事を止め、衰弱等させたら50万円以下の罰金。 飼い猫も飼い主のいない猫も同じだと思います。 餌を食べないと死にます。 虐待です。 条例を制定すること大反対です。	女性	70歳代	京都市西京区
身近な動物への無責任なえさやりの禁止とはひどい この表現は、市として苦情だけを意識したものである。 えさやりを禁止したら動物愛護法違反である。動物に死ねですか？ 野良になる原因は、何故なのか考えたことがありますか。 飼主が引越し、高齢になり育てられなくなり、去勢手術もせずに捨てるという、人間の身勝手な行動なのです。それを取り締まる事が必要です。 ※動物を捨てる人達の罰する条令をいそぐべきである。 「捨てられた猫」が野良となるのである。 えさをやる人が悪いのではない。 えさをやっている人は、捉えて”去勢手術”をしているから、減っているのです。 動物に愛情があるから「可愛そうだから」の思いがある。 この行為こそが、愛情ある人間だと私は思う。 えさをやらなければ、食べる為に民家に被害を与えかねない。 えさやりをしている実情を調査して、根本原因を追究して下さい。	男性	60歳代	京都市右京区
猫への餌やりに関する事柄を条例案から全部削除してください。法的にも社会的にも問題がある条例ではなく、地域猫活動をさらに推進してください。糞尿被害の問題は事例ごとに個別に行政中心に地域全体の問題として対応してください。	男性	50歳代	京都市上京区

内容	性別	年齢	居住地
「京都市動物による迷惑の防止に関する条例」は撤回してください。無責任に猫に餌やりをするとはどういうことでしょうか。よく不妊手術をしないで餌やりだけするのは無責任といわれていますが、体にメスを入れるのでから本来は飼い主にしかできないことです。外にいる猫が全部野良猫ではないので誤って飼い猫にメスを入れてしまったら大変です。損害賠償ものです。無責任という言葉ひとつとっても精査されていないので、条例化は無理です。猫を条例から除外しないと基本的人権を害する場面も出てきます。	女性	70歳代	その他
猫へ餌をあげることについて、罰金までを課す条例を作るのは行き過ぎであり、そもそも条例にすること自体、違法だと思われる。14条第1項により、条例は法令に反してはならない。とある中で、少なくとも民法の所有権、占有権に反している（自ら飼養して）。猫への餌やりについては条例化すべきではない。地域猫活動を徹底させることが大事で、獣医師会の協力の下、野良猫への無料不妊措置を推進してほしい。苦情を申し立てる人間の方への啓蒙が手薄なのでぜひお願いしたい。	女性	20歳代	その他
野良猫への給餌に関する事柄をすべて条例案から削除してください。法的にも社会的にも問題がある条例ではなく、地域猫活動をさらに推進することによって糞尿被害対策を行ってください。	女性	40歳代	その他
動物憲章ができたばかりなので、先ずは憲章を十分に広めて活用してほしい。犬のマナーを条例にするのは犬と飼い主が誰が見てもわかるので問題が少ないが猫はそうではない。過料まで求める条例に、責任者がはつきりしない猫まで記載するには無理がありすぎる。よって、猫を含めるなら条例そのものの制定を断念すべき。	男性	20歳代	京都市中京区
※「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり猫への餌やりを条例にいれることには反対です。	女性	40歳代	その他
餌やり禁止条例に反対する！！公的機関がこのような法に抵触する条例を作つていいのだろうか？！餌を与えてる人への脅迫文ではないか！！近所の公園で子猫が生まれたら半年位して外に放り出された猫に餌をやらなければどこかへ行くと言われた。どこかへ行けばいいのか？元来飼い猫だった彼らに餓死しろと言うのか？彼らに餌を与え不妊をして里親を出す努力をしている方々に脅迫して恥を知れ！！	男性	60歳代	京都市伏見区

内容	性別	年齢	居住地
野良猫への餌やりに関する部分をすべて削除して下さい。※「餌をやるからには自宅で飼え」というのは無謀です。行政として言うべき文言ではありません。無責任な飼い主が捨てた猫やその猫から増えてしまった野良猫をなぜ善意で給餌している市民が自宅に連れて帰らなければならないのでしょうか。金銭的にも家の状況によってもできないからこそ、せめて給餌だけでもしてあげようとしているのです。その給餌の方法に問題があるならばよく指導してあげてください。そしてまちねこ制度に誘ってあげてください。以前、わざと住人が置き餌をして、給餌しているボランティアのせいにしたこともありました。罰則までつけると免罪も出てきます。※無責任な給餌とは一体何でしょうか?「餌をやるからには不妊手術をしてください」「餌だけやって不妊手術をしないのは無責任」ということが言われてきましたが、横浜市では不妊手術は本当の飼い主にしかできないことであり、飼い主がいるかもしれない外猫に誰かが不妊手術をしてしまい、本当の飼い主に日本刀で追いかけられた人もいます(　さんです)。器物損壊になるかもしれませんのです。それ以来、餌をやるからには不妊手術をということは横浜市ではいつさい言わなくなりました。無責任という意味もはつきりしないという一例です。※給餌のやり方の工夫を指導したりすることはできると思いますが、給餌方法を条例という法で規制するのは給餌方法に関する日本全体の統一的、合法的基準も科学的な立証もできていない現在、無謀なことです。条例として欠陥があるどころか法的にも人権上にも問題があると思います。	女性	50歳代	その他
生きている命を削るような条例を出しても誰のためにもならないと思います。人の思い遣りが薄れます。不妊手術をして今ある命を生かして下さい。生きている動物にエサをあげるのは虐待で逆に法律違反になります。	女性	40歳代	その他
本条例の以下の勧告・命令は短い命を脅かす可能性があるものであり、反対です。法律は国民の道徳を反映するものであるのに法律の規制により弱い命の障害となるものはあってはならないと思います。尚、本条例は動物愛護管理法の理念に反するものであり制定を辞めるべきだと思います。【勧告・命令】 ○ 身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき。	男性	30歳代	その他
無責任な餌やりといつても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。	女性	40歳代	京都府内(京都市以外)

内容	性別	年齢	居住地
「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただく」という文言に驚きました。法律で係留義務のない猫は所有権が曖昧であるため、明らかに所有者がいないと断定できなければ安易に移動することはしてはならないからです。所有者の有無の断定はまずできないというのが定説です。この一文を見ても、法的に裏付けされていない条例案です。条例案から猫についての文言はすべて削除していただくようお願いします。	女性	30歳代	京都府内（京都市以外）
おつかれさまです。京都市が動物愛護と環境改善の双方に留意していることは大変良いことだと思いますが、この条例案ではあまりにも環境改善を求めるあまりに法律で縛ってはいけない領域にまで踏み込んでしまっています。特に飼い主不明の猫に関しては、所有権をはじめとして法的にも社会的にも確固たるもののが築かれていない現状であり、条例が違法な立法である可能性が否めません。猫についての相談会を区役所単位で開くなどの方法で導くのがいいと思います。猫のことは条例化すべきではないと考えています。	女性	20歳代	その他
「野良ねこへの餌やりをもって、ねこの行為の迷惑や責任を餌やり者に転化することは、餌やり行為とねこの行動による被害は因果関係が一般に認められず法律上の責任からは認め難いものです」（弁護士の見解）故に本条例案に猫への餌やりについてのものを含めないようにお願いします。	女性	30歳代	その他
「無責任なえさやり」といっても定義や基準が明確ではないのに市民が不当な罪で罰せられるのは基本的人権侵害の恐れがあり猫への餌やりを条例にいれることは反対です。	女性	40歳代	京都市北区
「京都市動物による迷惑の防止に関する条例」は撤回してください。無責任に猫に餌やりをするとはどういうことでしょうか。よく不妊手術をしないで餌やりだけするのは無責任といわれていますが、体にメスを入れるのですから本来は飼い主にしかできないことです。外にいる猫が全部野良猫ではないので誤って飼い猫にメスを入れてしまったら大変です。損害賠償ものです。無責任という言葉ひとつとっても精査されていないので、条例化は無理です。猫を条例から除外しないと基本的人権を害する場面も出てきます。	女性	70歳代	その他
外にいる猫を給餌者が飼養するように命令するのは、眞の飼い主から見たら窃盗されたことになります。完全室内飼いがまだ普及していないのでその可能性が高いです。遺棄した市民を罰し遺棄を防ぐことが先決です。また適正な給餌と無責任な給餌の境界ははっきりとしないため、過料までつける条例案は絶対に無謀です。猫への給餌は条例案から除外すべきだと思います。	女性	50歳代	京都市東山区

内容	性別	年齢	居住地
「無責任なエサやり」といっても定義や基準が明確ではないので市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり条例には反対です。	女性	20歳未満	その他
「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり猫への餌やりを条例で扱うことには反対です。	女性	50歳代	京都府内（京都市以外）
無責任な餌やりといつても定義は明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられるのでは？その場合基本的人権侵害の恐れがあると考えます。条例に反対します。	女性	40歳代	京都市中京区
本条例案をご審議いただく市議の先生がたにご連絡させていただきます。本条例案は猫についての記述に致命的な欠点があります。猫に関する記述はすべて除外していただくことをお願い申し上げます。1 「野良猫」という表現は不正確です。外で見かける猫は「飼い主のいる猫」「飼い主のいない猫」「飼い主がいるかどうか分からない猫」の3種類です。3種類の猫を完全判別することはできません。このように条例の対取となるものが明確でないにもかかわらず、市民に命令したり処罰を行うような条例は作るべきではありません。猫の種類も把握していない段階での条例づくりは市民に重大な損害を与えます。2 「野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただくか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますようお願いします」の部分は削除が妥当です。「野良猫」と思われる猫に真実の飼い主がいた場合には、猫を持ち去れば真実の飼い主に損害を与えます。現在、猫には係留義務の法律がないので「外に出していた飼い主がいけないのだ」とは言えません。自宅飼養させられた市民、それを命令した行政ともに眞の飼い主から占有離脱物横領、窃盗などに問われます。また、「まちねこ活動支援事業」にすべての人が参加するにはハードルが高いので、現実的ではありません。3 「身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき」に勧告や命令、さらに過料をかけるべきではありません。行政は苦情者サイド情報に惑わされ偏った状況判断しやすく不公平な方法です。. 基本的人権の平等権にかかる事例が多出すると思われます。4 他自治体でこのような条例から猫に関することが除外されています。猫について条例に盛り込むことに根本的に法律的な問題があるからだと認識されています。	女性	一 その他	

内容	性別	年齢	居住地
<p>平成24年8月の法改正により「犬猫を殺さない行政」へと変わった。猫については駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められない（付帯決議8項）こととなり、やむをえない場合のみしか引取ができないとされた。これにより、野良猫は基本的に社会に存在することとなった。社会に存在する野良猫については不妊去勢手術を施して地域住民の理解の下に管理する地域猫対策を行い、猫の苦情件数の低減と猫の引取り頭数の減少に効果があるとして、官民挙げて推進を図る、との付帯決議（8項）がされた。現在、全国の行政にて、地域猫対策と「殺処分頭数をゼロに近付けることを目指して最大限努力」（付帯決議6項）することを目指して取組がなされており、京都市の「まちねこ活動支援事業」はこの考え方によつたものと受け止められている。従来、地域猫は、猫餌やりなしTNR活動（野良猫を捉え、避妊去勢をし、元の場所へ戻す）によって、殺処分行政ではなく、野良猫と共生して野良猫問題を解決することを目的としていた。しかし、これに対して、住民からは、猫の糞尿、鳴き声、アレルギーなどの苦情が出され、「連れて帰れ。持ち帰れなければ餌やりするな」「猫餌やりをしなければ野良猫はいなくなる。」と言われている。この苦情は、昔から社会に共生してきた猫に対しては行き過ぎた苦情であり、また、住民の受益のためにされているボランティアによる地域猫活動への誤解を含むものである。京都市の「まちねこ活動支援事業」が京都市民の受益のためのものならば、その活動の支え手であるボランティア市民への誤解を増長させ、波に乗り始めた「まちねこ活動支援事業」を衰退させるような条例の制定は行うべきではない。自ら飼養せよ、（無責任な）餌やりをするなどという本条例案は法的知識のない一般苦情者と同レベルの内容であるといわざるを得ない。ボランティア市民に自ら飼養する法的義務もなければ、無責任な餌やりと適切な餌やりを区別できる苦情者も少ない。野良猫問題の唯一の解決策である「地域猫活動」を根底から脅かす条例の制定が市民の受益を大きく損なう結果になることを危惧せざるを得ない。よって本条例案から野良猫にかかる全文を削除することを求めます。</p>	女性	50歳代	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>条例を作る意図は理解できますが、以下の2点の理由から反対です。1. 「無責任なエサやり」と言っても定義や基準が明確ないので、市民が不当な罪で罰せられ基本的人権の侵害の恐れがあります。2. 世の中から駐車禁止の違反者がいなくならないのと同じで、罰則は根本的な問題の解決につながるとは思えない。それどころか、エサやり肯定派と否定派の対立を大きくするだけです。昨今の殺人事件の共通点は”命の尊さの認識が薄い” ”個性が違う者同士が共存する意識が低い” 等が大きく関わっていると思っていますが、これらは、まさに今回のケースにも通じているのではないかでしょうか？動物愛護の精神や他者を尊重すること、思いやり、受容等は子供のうちから育む必要があります。その方法として、私たちの身近の住む、野良猫や鳥や虫等の“小さい命”を慈しむことが大きく有効な手段になるのではないかでしょうか？自分と自分以外の命の共存共栄の方法を探ることが大切で、その過程でお互いを尊重する精神が養われていくのではないかでしょうか？それは決して何かの罰則でしばるものではないと思います。この問題を根本的に解決したいのであれば、時間は少し必要ですがボランティア団体の活動をサポートする体制や飼い主側の管理指導、ペット産業への規制をするべきです。今回の案件は安易な方法では解決しません。なぜなら、犬や猫は昔と違って、私たち人間の心により近い存在となっているからです。どうぞ、真摯にこの問題を検討していただきたいと思います。</p>	女性	40歳代	その他
<p>「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり猫への餌やりを条例で扱うことには反対です。また、餌をやらないことで猫は減ることなく、飢餓の状態で出産を繰り返し、かえって増える可能性も高いです。さらに餌をやらずに餓死させることは動物愛護法に反すると思います。猫とニンゲンの共存を勧めてこそ、日本を代表する古都京都と言えるのではないかでしょうか。</p>	女性	40歳代	その他
<p>「無責任な餌やり」といっても定義や基準が明確ではないので、市民が不当な罪で罰せられてしまい、基本的人権侵害の恐れがあり猫への餌やりを条例で扱うことには反対です</p>	女性	30歳代	—

内容	性別	年齢	居住地
<p>1、意見 猫については「登録制度と繋留義務」の国の法整備後でなければ条例化は難しい説明 狂犬病予防法に基づく登録制度のある犬の場合は犬の行動の全責任が特定の飼い主にあることば明白ですので条例化は可能ですが、猫は法に登録制度も繋いでおく義務もないで、さまざまな素性の猫が外にいるのが現状です。外にいる猫の糞尿が問題になる場合、飼い猫ならばもちろん飼い主が給餌しているし、それ以外の人も餌をあげているかもしれません。飼い猫でない場合は複数の場所で、あるいは日によって複数の人から餌をもらっている場合がほとんどです。外にいる猫の糞尿の原因を一人の人におわせることは理論上無理です。猫が外で生きていることから派生する糞尿の責任は、おおもとの法律に「猫の登録制度、繋留義務」がない限り、特定の誰かにおわせることはできません。京都市は猫の糞尿について罰則付き条例を検討する前に、国に対して、猫も犬のように「登録制度、繋留義務」の法制化を求めるべきです。そうすれば、猫も責任を持つべき所有者が明確になり、その上ならばこのような条例制定も可能になるでしょう。</p> <p>2 意見 愛護動物である猫は条例ではなく個体毎の福祉を考えケースバイケースの対応を説明 野生動物学者は野生動物と愛護動物の違いを次のように言います。「野生動物は群れでみていくが、愛護動物は個体・個体をみていくものだ」と。要するに、外にいる猫は外にいるがために、または野良猫という通称のために、いかにも野生動物であるかのように思っている市民も多いのですが、飼い主がいてもいなくても法に定められた愛護動物です。例えば野生動物ならば条例で恣意的な餌やりを禁止して個体数調整をし、被害の減少を図り、その結果、衰弱する個体があっても仕方がないという考え方をしますが、個体・個体の福祉が守られるべき愛護動物は個別にその命が守られるべきで、衰弱させることがあつてはなりません。個別に守るということは、ケースバイケースの対応をせざるを得ないわけで、条例ではなく従来の方法、つまり、問題の現場毎に行政、ボランティア、住民が地域の問題として個別に最適な方法を考えて、よりきめ細かく手当てしていく以外にありません。結論として本条例案から猫についての記述はすべて除外していただくようお願いします。</p>	女性	—	—

内容	性別	年齢	居住地
<p>意見 条例から次の部分をすべて削除すべきと考えます「市民の皆様にお願いすること 本市には、野良猫のふん尿に係る苦情が数多く寄せられておりますが、この問題の解決策は、何よりも野良猫をなくすことです。本市では、平成 22 年度から、人と猫が共生できるまちを目指して「まちねこ活動支援事業」に取り組んでいます。事業開始以来、登録地域は拡大しており、避妊去勢手術の頭数も増加しています。その結果、所有者不明の子猫の引き取り件数は 4 割程度減少しています。野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養いただくか、又は、「まちねこ活動支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施いただきますようお願いします。</p> <p>○身边にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならないこと。</p> <p>◆勧告・命令 ○身近な動物に対し無責任な給餌をしたり、残飯ごみを放置することにより、周辺の生活環境が損なわれていると認められるとき。」 理由 市民や市職員が次のような罪に問われる可能性があるから 所有権侵害、財産権侵害、占有者離脱物横領、窃盗、強要罪をはじめ、ボランティアが条例のせいで活動をやめた結果、猫が増える、捨て猫されるなど環境がさらに悪化すれば、またそれによって迷惑を受ける市民がいれば損害賠償の対象となりうる（国家賠償法第一条第一項）。猫を好ましく思わない市民からの過剰なクレームは各地で見られるものであり、職員は京都市職員の倫理の保持に関する条例違反（第3条2項）に陥りやすい。〔第3条2・職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、法令等を遵守するとともに、常に公正な職務の遂行に当たらなければならない〕。</p>	—	—	その他

内容	性別	年齢	居住地
<p>「動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」の制定に反対です。「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向けて、動物=迷惑を連想させる名称は相反する名称であり、かつ、野良猫の餌やり禁止という、法的にも倫理的にも問題があります。理由 「まちねこ支援活動事業」に関して、野良猫に関わるトラブルが発生しないようにしつかり管理しようという内容で、京都市が先頭に立って取り組んでいます。内容を見ても理想的な活動かと思います。しかし現実は、対応が全く追いついてないため 「まちねこ支援活動事業」に登録して解決できるという簡単な状況ではありません。また、野良猫への給餌をやめて増やさないようにするという事はつまり野良猫を餓死させるという意味であり倫理的にも良いとは言えません。野良猫も生きるために必死です。餌を貰えなくなればゴミを漁ったり、行動範囲を広げて縛張り争いのため夜中声を張り上げたりと新たな問題を引き起こす事となります。猫はもともと野生の動物ではなく、人間が飼う事を目的として作られた愛玩動物です。今、野良として生きている猫たちこそ、無責任な飼い主によって生みだされた被害者なのです。根本的な解決を目指すのであれば全ての猫を誰かが飼養するのがベストですが、現実問題としてそれは難しい。これ以上不幸な野良猫を増やさないよう不妊去勢をした上で寿命を全うさせてあげるのが私たち人間に出来る最良の選択ではないかと考えます。本市には、野良猫のふん尿に係る苦情が数多く寄せられておりますが・・・※京都市発行のリーフレット3ページ目の冒頭より抜粋 これに関しては下記のグラフをご覧ください。グラフの通り、近年寄せられた猫の糞害苦情は年々減っております。これは京都市内の野良猫の数に比例すると考えられるものであり、同グラフの京都市の猫の殺処分数がそれを裏付けています。一方で犬の糞害苦情は横ばいであり、現状では改善に向かっている様子がありません。にも関わらずリーフレットにはこのような記載があり、これでは何も知らない方の誤解を招きます。身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり・・・</p> <p>※京都市発行のリーフレット3ページ目、11行目より抜粋 例え餌を与えたなかったとしても、動物は自分で餌を探して繁殖します。野良猫であればゴミを漁ったり、虫や他の小動物を食べて命を繋ぎます。餌を与えないという事は何の解決にもならないのです。今の時代、野良猫を増やさない方法として不妊去勢をする事が広く認知されております。そして野良猫の不妊去勢に協力してくれる方の大多数は、野良猫に餌を与えている方です。事実、餌を与えるだけで後は知らぬ存ぜぬの無責任な方もいます。しかし全ての餌やりを禁止すると猫の管理が出来ず、こういった活動を阻害する結果となります。必要なのは正しい野良猫との付き合い方を周知することではないでしょうか？・まちねこ活動支援事業を利</p>	女性	一	一

内容	性別	年齢	居住地
用すればよいのでは?※京都市発行のリーフレット4ページ目、まちねこ活動支援事業の紹介参照ここまで問題については、リーフレットに記載してある通り「まちねこ」にすれば解決するのではないか?理想ではあります。ではいったい何が問題かというと、この「まちねこ活動」の登録に至るまでのハードルが高すぎる点にあります。まず①町内で猫に関する責任の全てを負う人物を3人立てる ②町内会等でまちねこ登録の全員の同意を得るの2点をクリアしないと「まちねこ活動」に申請できません。申請しても手術までの順番待ちが発生し、しかも1回の申請につきあまりにも少ない頭数制限があります。手術後、地域に戻したところで、ようやく「まちねこ」登録完了となります。複数の野良猫がいた場合、猫の妊娠期間が2ヶ月である事を考えると全ての登録が終わる前に新しい猫が産まれてしまうでしょう。そして最大の問題点は、京都市が「まちねこ活動」の実施によって、猫の殺処分数と野良猫のふん尿に係る苦情が減少していると思い込んでいる点です。リーフレットによると平成25年の手術頭数が210頭となっております。一方、 では、現在毎月3日間で200頭あまりの不妊去勢手術を行っています。無責任な人間に遺棄された猫たちを、地域の有志とボランティアが協力して、不幸な猫が殖えないように努力をしています。京都市はこの事実を把握していないため、「まちねこ活動」のみによって効果が出ていると強く推進、そして今回の条例制定に至ったと思われます。役所と言えど所詮は人間が管理しているので完璧ではありませんし、全ての情報を把握しているわけではありません。無責任な飼い主の繁殖、モラル欠如の結果として、遺棄が非道徳的、犯罪性、公害性をもつ社会問題と化しています。これらを考慮し、野良猫の餌やり禁止ではなく、無責任な遺棄者を厳しく取り締まり、地域猫活動を支援し、野良猫問題を解決する条例、「動物のためのマナーライン」の制定を強く求めます。			
野良猫へのえさやりを禁止することは、明らかに動物虐待で餓死させるることは犯罪です。罪せられるは動物を捨てた人達です。	—	—	—
所有者のいない動物に食べものをやるのは個人の自由で、それを禁止したり管理責任を課すのは、人権侵害になる。	—	—	—
野良猫へのえさやりを禁止することは、動物ぎやくたい、殺傷罪の犯罪です。	男性	20歳未満	京都市左京区

内容	性別	年齢	居住地
条例制定には反対です。法的に多々問題がありすぎます。のらを持って帰って飼え？マジですか？所有権の押し付け条例で？まちねこ以外の猫の餌やり禁止？自分の庭でも？のらってなんでも悪者みたいに言いますが、捨てた人間の被害者は猫と猫を自腹で不妊したり餌を与えている人ですよ。動物愛護法に違反しているでしょう？ねこは野生動物ではないですよ。イラストも悪意を感じます。不快！ネコは愛護動物です。捨て猫予防、罰則強化を求めます。善意で予防する人達を罰するな！	女性	30歳代	京都市下京区
条例に反対です。動物福祉法違反の条例は京都にふさわしくない。だからです。	一	60歳代	京都市下京区
今回の京都市「猫の餌やり禁止条例」には反対です。「無責任な餌やり」とありますが、無責任な～とはどのようなのであり、どなたの判断で決めることでしょうか。人それぞれ地域のそれぞれで無責任の解釈は違っていると思います。そんな曖昧な事柄を条例にすることは考えられません。違反行為が明確でない条例で罰則を定める事は出来ないと思います。とても恐ろしいことです。	女性	60歳代	その他
このような条例には反対します。のら猫に餌をやらないでと云うようなことには動物愛護法に反することだと思います。	女性	60歳代	京都市下京区